

評価書様式

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項					
法人名	独立行政法人福祉医療機構				
評価対象事業年度	年度評価	平成26年度（第3期）			
	中期目標期間	平成25～29年度			
2. 評価の実施者に関する事項					
主務大臣	厚生労働大臣				
法人所管部局	社会・援護局 社会・援護局障害保健福祉部 医政局 年金局 労働基準局	担当課、責任者	社会・援護局福祉基盤課 岩井 勝弘 福祉基盤課長 社会・援護局障害保健福祉部企画課 川又 竹男 企画課長 医政局総務課 土生 栄二 総務課長 年金局総務課 八神 敦雄 総務課長 労働基準局労災保険業務課 萩原 俊輔 労災保険業務課長		
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官室 大地 直美 政策評価官		
3. 評価の実施に関する事項 (実地調査、理事長・監事ヒアリング、有識者からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載)					
4. その他評価に関する重要事項 (組織の統廃合、主要な事務事業の改廃などの評価対象法人に関する事項、評価体制の変更に関する事項などを記載)					

様式 1－1－2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	A：全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況			
		25年度	26年度	27年度	28年度
評定に至った理由	項目別評定は16項目中、Aが8項目、Bが8項目であり、Aの項目のうち4項目について重要度「高」である。また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、厚生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評定の評価基準に基づき算出した結果、Aとした。	A	A		
2. 法人全体に対する評価					
法人全体の評価	福祉貸付事業において貸付契約額及び資金交付額において過去最高額を更新するなど、多くの項目で計画を上回る実績をあげている。特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。				
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に重大な影響を与える事象はなかった。				
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など					
項目別評定で指摘した課題、改善事項					
その他改善事項					
主務大臣による改善命令を検討すべき事項					
4. その他事項					
監事等からの意見					
その他特記事項					

様式 1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）	S	A○				1－1	
福祉医療貸付事業（医療貸付事業）	S	A○				1－2	
福祉医療貸付事業（債権管理）	S	A				1－3	指標設定困難
福祉医療経営指導事業	A	A○				1－4	
社会福祉振興助成事業	A	B				1－5	
退職手当共済事業	S	A○				1－6	
心身障害者扶養保険事業	A	B				1－7	
福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)	A	A				1－8	
年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	A	A				1－9	指標設定困難
承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務	A	B				1－10	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務・システムの効率化と情報化の推進	A	B				2－1	指標設定困難
経費の節減	A	A				2－2	
III. 財務内容の改善に関する事項							
運営費交付金以外の収入の確保	A	B				3－1	指標設定困難
自己資金調達による貸付原資の確保							
不要財産の国庫納付							
IV. その他の事項							
効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	S	B				4－1	指標設定困難
業務管理（リスク管理）の充実	S	B				4－2	指標設定困難
人事に関する事項	A	B				4－3	

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報												
1－1	福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）											
業務に連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第1号、第5号及び第6号						
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題。「日本再興戦略」（平成25年6月14日）においても、待機児童解消加速化プランの展開や都市部での急速な高齢化に対する介護などのサービス提供確保策、「日本再興戦略改訂2014」（平成26年6月24日）においても、居住系介護施設待機者の解消に向けた介護サービス提供体制の構築が挙げられており、社会福祉施設等の整備について長期・固定・低利により資金を提供する本事業は重要度が高いものである。				関連する政策評価・行政事業レビュー	平成27年度行政事業レビュー番号 724・734・735						
2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
協調融資金融機関数（計画値）	最終年度に 340機関以上	—	8機関以上	8機関以上	8機関以上	8機関以上	8機関以上 (340機関)	予算額（千円）				
協調融資金融機関数（実績値）	—	300機関	19機関 (319機関)	9機関 (328機関)				決算額（千円）				
達成度	—	—	237.5%	112.5%				経常費用（千円）				
貸付審査期間の短縮（計画値）	30日以内	—	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内		経常利益（千円）				
貸付審査期間の短縮（実績値）	—	27.5日	28.2日	28.1日				行政サービス実施コスト（千円）				
達成度	—	—	106.4%	106.8%				従事人員数				
資金交付の迅速化（計画値）	15営業日以内	—	15営業日 以内	15営業日 以内	15営業日 以内	15営業日 以内						
資金交付の迅速化（実績値）	—	7.7営業日	7.5営業日	7.4営業日								
達成度	—	—	200.0%	202.7%								

(注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					政策の業務実績	自己評価	
第4 業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。 1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 (1) 国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行った融資方針に基づき、福祉貸付事業を	第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 通則法第30条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。 1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。	第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。	<主な定量的指標> ① 併せ貸し（協調融資）金融機関数を受託金融機関数の95%以上（340機関）まで拡大する。 ② 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間30日以内を維持する。 ③ 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除いた平均処理期間が7.4営業日となっており、中期計画を達成した。 <その他の指標> なし	<主要な業務実績> ① 協調融資制度の覚書締結金融機関数は、平成25年度末319機関であったが、平成26年度末においては328機関まで拡大し、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう整備を推進した。 ② 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間が28.1日となり、中期計画を達成した。 ③ 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除いた平均処理期間が7.4営業日となっており、中期計画を達成した。	<評定と根拠> 評定：A 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、平成25年度に引き続き、国の推進する介護基盤の緊急整備に係る補助対象事業の支援として特別養護老人ホーム等に対する融資率の引上げによる優遇融資を実施（354件）、また、子ども・子育てビジョンに伴う保育所等の整備に対する融資率の引上げによる優遇融資を実施（554件）した結果、平成26年度における審査実績は1,261件274,758百万円となり、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するとともに、当該施設に従事する介護職員等の新たな雇用の創生に貢献した。 平成26年度における貸付契約額は298,818百万円、資金交付額は277,365百万円となり、平成25年度実績を上回り、過去最高額を更新するなど、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を支援することができた。 東日本大震災において被災した社会福祉施設等の開設者に対しては、引き続き、機構ホームページにおいて、災害復旧貸付・復興貸付の実施について周知するなど、円滑、迅速かつきめ細やかな対応を図り、審査（32件5,687百万円）、貸付契約（34件9,946百万円）及び資金交付（54件10,854百万円）にあっては、最優先に実施することで被災施設等の復旧・復興を支援するとともに、被災した社会福祉施設等	評定	<評定に至った理由>

<p>率的な政策融資を実施すること。</p> <p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施すること。</p>	<p>実施する。</p> <p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施する。</p>	<p>(2) 政策融資の果たるべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所等の整備等に係る資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国・要請等に基づき、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。 ○ 東日本大震災において被災した社会福祉施設等の開設者に対して、引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置等を講じた災害復旧・復興貸付の実施について周知するなど、円滑、迅速かつきめ細やかな対応を図り、審査、貸付契約及び資金交付にあっては最優先で実施することにより被災施 	<p>の開設者や地方自治体等との意見交換（8回）や個別融資相談（5か所32件）及び訪問相談（13件）を実施し、さらに、経営サポートセンターと連携し、東北応援企画として社会福祉施設経営セミナーを宮城県仙台市にて開催するなど、被災地支援に資する取組みを積極的に実施した。</p> <p>また、介護基盤の緊急整備及び子ども・子育てビジョンなどの国の福祉政策に即した施設整備に係る資金需要が増大する中、福祉施設の整備計画の早期段階から事業者に対する的確な融資相談等に応じる態勢を整備するとともに、利用者ニーズの把握や建物の機能性等、長期にわたる安定経営が可能となるよう多面的な支援・助言等を積極的に行う〔平成26年度相談実績1,521件：平成25年度1,051件（約144.7%増）〕ことと併せて、貸付審査の迅速化を推進した。さらに、貸付契約、資金交付及び事業完成報告等の手続きに必要となる提出書類を電子化し、機構ホームページに掲載することにより、利用者サービスの向上を図るとともに、機構の事務手続きの効率化を進めることができた。これらの取組みにより、貸付審査を了した貸付先または事業完了に至った貸付先を対象としたアンケート調査を実施した結果、97.9%の貸付先から「満足した」との回答を得ることができた。</p> <p>一方、民業補完の推進を図る観点から、受託金融機関が開催する研修会や機構が開催する受託金融機関業務研修会議において、経営サポートセンターと連携して機構が保有する社会福祉施設に関するデータや福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供するとともに、全国地方銀行協会と福祉医療貸付事業や民業補</p>
---	---	---	--	--

			<p>設等の復旧・復興を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地におけるニーズを的確に把握するため、被災した社会福祉施設等の開設者、地方自治体及び関係団体と意見交換（8回）を実施するとともに、地方自治体や関係団体と連携を図り、被災した社会福祉施設等の開設者に対する個別融資相談（5か所32件）及び訪問相談（13件）を実施した。 ○ 厚生労働省東北厚生局及び全国社会福祉法人経営者協議会等の協力のもと、経営サポートセンターと連携し、東北応援企画として社会福祉施設経営セミナーを11月に宮城県仙台市にて開催した。 	<p>完の方について意見交換を行った。また、併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及を図るため、併せ貸しの利用が低調な事業について、必要な方策を検討し、利用の向上に資するための取組みを行うとともに、融資制度及び協調融資制度の周知・広報活動等を行った結果、平成26年度末時点で覚書締結金融機関数は328機関まで拡大し、制度利用者が速やかに民間資金を活用することができる体制整備を推進した。</p> <p>なお、審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値の範囲内で処理することができた。</p> <p>以上のとおり、平成26年度においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、子ども・子育てビジョンに伴う保育所等の整備、さらに東日本大震災への対応としての災害復旧・復興支援など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、円滑な基盤整備を支援した結果、貸付契約額及び資金交付額において過去最高額を更新するなど、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資する取組みを定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げ、地域における社会福祉事業施設の基盤整備を支援することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	
(3) 福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。	(3) 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、福祉施設の整備計画の早期段階からの的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。	(3) 提出書類の電子化などの電子媒体による配布など手続きの簡素化を進めるとともに、事業者に対する積極的な融資内容の周知や個別融資相談を実施し、利用者サービスの向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、福祉施設の整備計画の早期段階からの的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機構や福祉関係団体が開催するセミナー等において、個別融資相談会（16回、相談件数98件）を実施するとともに、法人経営の安定及び福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行うなどにより、利用者サービスの向上を図った。 ○ 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知することにより、利用者サービスの向上を図った。 ○ 貸付内定時及び事業完成時における利用者アンケートの結果を踏まえ、貸付契約、資金交付及び事業完成報告等の手続きに必要となる提出書類を電子化し、機構ホームページに掲載することにより、利用者サービスの向上を図るとともに、機構の事務手続きの効率化を進めた。 	

	<p>(4) 民業補完の推進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、併せ貸しの一層の普及に努めること。</p> <p>なお、併せ貸しの普及にあたっては、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について要因を分析し、当該分析結果を踏まえて利用の向上に資する取組を行うものとすること。</p>	<p>(4) 民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。</p> <p>また、併せ貸しの一層の普及を図るために、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業については要因を分析した結果を踏まえ、併せ貸しの周知を図るなど利用の向上に資する取組を行う。 ② 併せ貸し（協調融資）制度について、併せ貸し（協調融資）金融機関数を受託金融機関数の95%以上（340機関）まで拡大するなど制度の充実、適切な運用を行う。 	<p>(4) これまでの融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施し、民間金融機関と協調した融資を推進する。</p> <p>また、次の取組みを行うことにより、併せ貸しの一層の普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 児童福祉事業及び障害者福祉事業について、低調な理由の要因分析の結果に基づき、必要な方策を検討する。 ② 協調融資金融機関数を拡大するため、民間金融機関が開催するセミナー等において、協調融資制度の周知・広報活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供しているか。 ○ 併せ貸しの利用が進んでいない要因を分析した結果を踏まえ、併せ貸しの周知を図るなど利用の向上に資する取組を行っているか。 ○ 併せ貸し（協調融資）制度の充実を図り、制度の適切な運用を行うとともに、制度の対象拡大について中期計画を達成しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 民業補完の推進を図る観点から、受託金融機関が開催する研修会において、機構が保有する社会福祉施設に関するデータ等を提供した。（実績：2機関） ○ 機構が開催する受託金融機関業務研修会議（2回）において、経営サポートセンターと連携し、福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。 ○ 児童福祉事業及び障害者福祉事業については、事業規模が比較的小さいこと、また、補助金や交付金などの補助割合が高いことなどから、併せ貸しの利用が低調であるが、利用促進を図るため、必要な方策を検討し次の取組みを行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 機構の担当職員が福祉関係団体や障害者施設団体を訪問し、機構の融資制度及び協調融資制度の説明を行い、併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及に向けた意見交換を行った。（実績：3団体） b 事業完成時に実施する利用者アンケートの調査項目に、民間金融機関等からの資金調達に関する設問を加え、借入者の制度に関する認知度や利便性等の調査に着手した。 c 機構が開催する受託金融機関業務研修会議において、機構の融資制度及び協調融資制度の説明を行い、併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及を図るための周知・広報活動等を行った。 ○ 協調融資制度の覚書締結金融機関数を拡大するため、民間金融機関に対して協調融資制度の周知や広報活動を行ったことにより、平成26年度末時点で328金融機関まで拡大した。（参
--	--	---	---	---

				<p>考：平成 25 年度末時点：319 金融機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国地方銀行協会と福祉医療貸付事業や民業補完のあり方等について意見交換（4 回）を行い、民間金融機関と機構との間で現場レベルのコミュニケーションの充実を図ることができるスキームを構築した。 	
(5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。	(5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間 30 日以内を維持する。 また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間 15 営業日以内を維持する。	(5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。 ○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。 ○ 国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記②のとおり中期計画を達成した。 ○ 上記③のとおり中期計画を達成した。 ○ 調書No.2-2（経費の節減）参照

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報												
1—2	福祉医療貸付事業（医療貸付事業）											
業務に連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第2号及び第3号						
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 超高齢化社会に直面する中、いかに医療介護サービスを持続的かつ効率的に提供していくことが課題。「日本再興戦略改訂2014」（平成26年6月24日）においても、医療介護サービスの効率化・高度化が挙げられており、医療施設等の整備について長期・固定・低利により資金を提供する本事業は重要なものである。				関連する政策評価・行政事業レビュー	平成27年度行政事業レビュー番号724・734・735						
2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
貸付審査期間の短縮（計画値）	30日以内	—	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	予算額（千円）				
貸付審査期間の短縮（実績値）	—	19.5日	19.4日	19.3日				決算額（千円）				
達成度	—	—	154.6%	155.4%				経常費用（千円）				
資金交付の迅速化（計画値）	15営業日以内	—	15営業日以内	15営業日以内	15営業日以内	15営業日以内	15営業日以内	経常利益（千円）				
資金交付の迅速化（実績値）	—	8.9営業日	9.1営業日	8.7営業日				行政サービス実施コスト（千円）				
達成度	—	—	164.8%	172.4%				従事人員数				

(注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
2 福祉医療貸付事業 (医療貸付事業) 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	2 福祉医療貸付事業 (医療貸付事業) 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (参考) ＜略＞	2 福祉医療貸付事業 (医療貸付事業) 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (1) 国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。 (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等	<主な定量的指標> ① 審査業務について は特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間が 30 日以内を維持する。 <評価の視点> ○ 国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。 (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、地域医療再生計画に基づく整備、介護基盤の緊急整備に	<主要な業務実績> ① 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間が 19.3 日となり、中期計画を達成した。 ② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除いた平均処理期間が 8.7 営業日となっており、中期計画を達成した。 <その他の指標> なし	<評定と根拠> 評定：A 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、平成 25 年度に引き続き、国の医療政策に即して病院の耐震化整備事業に対する融資率の引上げによる優遇融資を実施（29 件）、また、医療機能分化の観点から、特定病院（規模の大きな病院及び専門的な医療を行う病院）に対する融資限度額の特例を適用する優遇融資（35 件）及び中小規模病院（200 床未満の病院）に対する融資率の引上げを適用する優遇融資（33 件）を実施した結果、平成 26 年度における審査実績は 122 件 107,261 百万円となった。 また、平成 26 年度における貸付契約額は 133,184 百万円、資金交付額は 151,205 百万円となり、資金交付額においては平成 25 年度実績額を上回り、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を支援することができた。 東日本大震災において被災した医療関係施設等の開設者に対しては、引き続き、機構ホームページにおいて、災害復旧貸付の実施について周知するなど、円滑、迅速かつきめ細やかな対応を図り、審査（17 件 5,549 百万円）、貸付契約（24 件 9,577 百万円）及び資金交付（44 件 9,918 百万円）にあっては、最優先に実施することで被災施設等の復旧・復興を支援するとともに、被災した医療関係施設等の開設者や地方自治体等との意見交換（7 回）や個別融資相談会（2 か所 2 件）及び	評定 <評定に至った理由>

<p>の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施すること。</p>	<p>等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施する。</p>	<p>係る資金や、金融環境の変化に伴う経営悪化に対応する経営安定化資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施しているか。</p> <p>特に、東日本大震災からの復旧に資するため、引き続き、災害復旧資金の優遇融資を実施する。</p>	<p>悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施しているか。</p> <p>○ 利用者サービスの向上を図るために、手続きの簡素化を促進するとともに、医療施設</p> <p>41件、38,459百万円)</p> <p>b 特定病院（規模の大きな病院及び専門的な医療を行う病院）については、融資限度額に特例を適用した。（実績：35件、68,151百万円）</p> <p>c 中小規模病院（200床未満の病院）の施設整備に対する融資については、通常より高い融資率（80%⇒90%）を適用した。（実績：33件、44,085百万円）</p> <p>d 耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、標準単価、標準面積による上限を設定しない（実際の事業費を対象とする）ことに加え、通常より高い融資率（80%⇒95%）を適用した。（実績：29件、58,904百万円）</p> <p>○ 東日本大震災において被災した医療関係施設等の開設者に対して、引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査、貸付契約及び資金交付にあっては、最優先で実施することにより被災施設等の復旧・復興を支援した。</p> <p>○ 被災地におけるニーズを的確に把握するため、被災した医療関係施設等の開設者、地方自治体や関係団体と意見交換（7回）を実施するとともに、地方自治体や関係団体と連携を図り、被災した医療関係施設等の開設者に対する個別融資相談会（2か所2件）、訪問相談（7件）を実施した。</p> <p>○ 借入申込み前の利用者サービスの向上を図るため、医療施設、介護老人保健施設等の整備を予定している医療法人等を対象とした融資相談会を</p>	<p>訪問相談（7件）を行うなど、被災地支援に資する取組みを積極的に実施した。</p> <p>また、施設整備等を予定しているお客様を対象とした融資相談会を全国9ブロックで計23回開催するとともに、機構主催の経営セミナーにおいて個別融資相談（13件）及び、訪問相談（26件）を実施するとともに、貸付事業の円滑な実施の促進に資するため、地方公共団体や関係団体へ出向き、融資制度をPR（64回）し、利用者サービスの向上に努めた。これらの取組みにより、貸付審査を了した貸付先または事業完了に至った貸付先を対象としたアンケート調査を実施した結果、95.0%の貸付先から「満足した」との回答を得ることができた。</p> <p>一方、民業補完の推進を図る観点から、機構が開催する受託金融機関業務研修会議（2回）において、経営サポートセンターと連携して機構の融資制度及び福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供するとともに、全国地方銀行協会と福祉医療貸付事業や民業補完のあり方について意見交換（4回）を行った。また、平成27年度から、これまで社会福祉事業施設に限定していた民間金融機関との協調融資制度の対象範囲を医療関係施設まで拡充し、医療関係施設の整備に際して民間金融機関からの資金調達をより円滑に行うことができるようすることにより、更なる民業補完の推進を図った。</p> <p>なお、審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値の範囲内で処理することができた。</p> <p>以上のとおり、平成26年度においては、医療施設の耐震化整備、東日本</p>
<p>（3）医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者</p>	<p>（3）利用者サービスの向上を図るために、手続きの簡素化を促進するとともに、医</p>	<p>（3）提出資料の電子化などの電子媒体による配布など手続きの簡素化を進め</p>	<p>○ 利用者サービスの向上を図るために、手続きの簡素化を促進するとともに、医療施設</p>	<p>訪問相談（7件）を行うなど、被災地支援に資する取組みを積極的に実施した。</p>

<p>の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p> <p>(4) 民業補完の推進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供すること。</p>	<p>療施設の整備計画の早期段階からの的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。</p> <p>特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と施設の機能強化に資する観点から、計画の早期段階からの的確な融資相談に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。</p> <p>(4) 民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に提供する。</p>	<p>とともに、全国数か所で実施する融資相談会の開催に加え、事業計画検討中の者に対し融資相談に出向くなど、融資相談の充実を行っているか。</p> <p>特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と施設の機能強化に資する観点から、計画の早期段階からの的確な融資相談に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。</p> <p>(4)これまでの融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供とともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施し、民間金融機関と協調した融資を推進する。</p>	<p>の整備計画の早期段階からの的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行っているか。</p> <p>○ 融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に提供しているか。</p>	<p>全国 9 ブロックで計 23 回（融資相談件数 80 件）開催し、利用者サービスの向上と相談業務の集中的実施による機構業務の効率化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構主催の経営セミナーにおいて個別融資相談（13 件）を実施したほか、訪問相談（26 件）を実施した。 ○ 貸付事業の円滑な実施の促進に資するため、地方自治体や関係団体に出向き、融資制度の P R （64 回）を行った。 ○ 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント」を借入申込者及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知することにより、利用者サービスの向上を図った。 <p>○ 受託金融機関への業務の指導を強化するため、業務研修会議（2 回）を実施するとともに、経営サポートセンターと連携し、福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。</p> <p>○ 全国地方銀行協会と福祉医療貸付事業や民業補完のあり方について意見交換（4 回）を行い、民間金融機関と機構の間で現場レベルでのコミュニケーションの充実を図ることができるスキームを構築した。</p> <p>○ 民業補完推進の観点から、医療関係施設の整備に際して民間金融機関からの資金調達をより円滑に行うができるようするため、平成 27 年度から、これまで社会福祉事業施設に</p>	<p>大震災への対応として災害復旧資金について、引き続き融資条件の優遇措置を講じ機動的な融資を実施するなど、拡大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、円滑な基盤整備を支援した結果、資金交付額は平成 25 年度を上回る実績をあげた。また、融資相談会や訪問相談をさらに充実させ、利用者サービスの向上に努めたほか、民間金融機関に対する福祉・医療に関する政策動向・経営動向等について情報提供や全国地方銀行協会との意見交換会を開催し、民業補完を推進するなど、国の医療施策に即して民間の医療施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資する取組みを定めた年度計画を上回る実績を上げ、地域における医療施設等の基盤整備を支援することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
--	--	--	---	---	--

(5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。	(5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間30日以内を維持するとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。 また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間15営業日を維持する。	(5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。 また、融資審査においては、病院の機能等や経営状況についての第三者評価結果を引き続き活用する。	<p>限定していた民間金融機関との協調融資制度の対象範囲を医療関係施設まで拡充し、福祉医療貸付事業全体とすることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。 ○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。 ○ 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用しているか。 ○ 国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 ○ 上記①のとおり中期計画を達成した。 ○ 上記②のとおり中期計画を達成した。 ○ 平成26年度においても、引き続き、日本医療機能評価機構やISO審査登録機関による第三者評価結果を融資審査に活用した。 ○ 調書No.2-2（経費の節減）参照 	

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報													
1－3	福祉医療貸付事業（債権管理）												
業務に連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること					当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第1号、第2号、第3号、第5号及び第6号						
当該項目の重要度、難易度						関連する政策評価・行政事業レビュー	平成27年度行政事業レビュー番号 724・734・735						
2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
								予算額（千円）	—	—			
								決算額（千円）	—	—			
								経常費用（千円）	—	—			
								経常利益（千円）	—	—			
								行政サービス実施コスト（千円）	—	—			
								従事人員数	—	—			

(注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
3 福祉医療貸付事業（債権管理）	3 福祉医療貸付事業（債権管理）	3 福祉医療貸付事業（債権管理）	福祉医療貸付事業における債権管理について、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：A 昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取り巻く経営環境については、診療報酬等の改定を受け依然として厳しい状況が続いているが、このような厳しい経営環境の中で、貸付先からの返済相談に対し迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、地域の福祉施設及び医療施設の維持・存続を図ることが機構の役割であることを認識しつつ、既往貸付金の貸出条件緩和等により積極的に支援することができた。 平成 26 年度末におけるリスク管理債権比率については 2.13% となり、平成 25 年度末におけるリスク管理債権比率 (2.40%) と比較すると 0.27% 減少し、昨年に引き続き大幅に改善することができた。 この主な要因としては、貸付先の経営情報を事業報告書等により継続的に収集、分析し、経営状況の的確な把握に努めたこと、また、経営サポートセンターと連携のうえ、事業報告書等を活用し、これまで実施していなかった社会福祉法人全体の決算についての年次分析及び債権課所管のリスク管理債権群と正常債権群を比較した傾向分析を行い、その結果を役員及び貸付関係部へフィードバックした。 更には、当該分析結果を基に、イエローゾーン債権抽出のための基準を新たに策定し、直近の平成 25 年度決算に基づきイエローゾーン債権を抽出したうえ、抽出結果を役員及び貸付関係部へフィードバックするとともに、抽出結果に基づき実地調査等を実施し、経営動向、財務状況の把握及び収支改善に向けた方策の提示を行うなど、リスク管理債権の未然防止に向けた取組みを実施した。	<評定> 評定に至った理由>
(1) 貸付債権の適正な管理	(1) 貸付債権の適正な管理	(1) 貸付債権の適正な管理	福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行う。	<評価の視点> ○ 継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施しているか。 ① 福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行う。 ② 東日本大震災において被災した社会福祉施設や医療施設等の貸付先に対し、引き続き、元利金の	○ 大口貸付先については、償還の確実性及び今後の経営方針等を把握するため、顧客業務部、経営サポートセンター、福祉貸付部及び医療貸付部が連携しつつ、機構の理事長等が当該貸付先の経営層に対しヒアリングを実施し、前年度の事業実施状況や中期的な経営方針及び今後の事業計画等について把握した。(実績：11 貸付先) ○ 経営サポートセンターと連携し、イエローゾーン債権の抽出基準に基づきデータ分析を行い、イエローゾーンに該当する貸付先のうち 27 貸付先に対しては実地調査を実施し、43 貸付先に対しては文書による調査を実施することにより、経営動向、財務状況の把握及び収支改善に向けた方策の提示を行うなど、リスク管理債権の未然防止に向けた取組みを実施した。		

		返済猶予及び返済条件の変更等を適切に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 債権区分別に適切な管理を行っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災に係る返済猶予中の全ての貸付先（30 貸付先）に対するフォローアップ調査を定期的に年 2 回実施し、その現況の把握に努めるとともに、今後の返済に対する要望等を聴取した。 なお、当該内容について役員及び貸付関係部に対してフィードバックするなど、情報の共有化を図った。 ○ 延滞債権については、当該貸付先と償還に関する交渉を進め、可能なものから貸付条件の変更契約を締結した上で、返済を再開させた。 ○ 貸出条件緩和債権については、引き続き残高プロラタ方式を原則として、民間金融機関等と交渉のうえ、融資シェア見合いの返済額の確保を図った。 ○ 事業報告書システム及び貸付総合電算システムのデータを活用し、新自己査定基準に基づく自己査定を効率的に行う体制の構築を進め、特殊債権等処理状況報告会等において役員及び貸付関係部へ試行結果をフィードバックするとともに、新自己査定基準へ移行した。 ○ 公益財団法人社会福祉振興・試験センターの債務保証制度を利用している延滞債権について、円滑な保証履行が推進されるよう、平成 27 年 3 月に債務保証基本約定書の見直しを実施した。 ○ 新自己査定マニュアルについては、平成 25 事業年度決算から試行適用しているところであるが、試行結果及び金融庁検査アドバイザリーの指摘を踏まえ、平成 26 年 12 月に改正を行った。 ○ 貸付先の事業及び財務の状況等を把握するため、貸付先との面談等を延 	<p>収支改善に向けた方策の提示を行ったことなど、リスク管理債権の未然防止に向けた取組みを実践したことが挙げられる。</p> <p>また、リスク管理債権に係る情報を役職員で共有化するとともに、新たにリスク管理債権となった案件等の状況を毎月定期的に貸付関係部へフィードバックすることにより、新規融資における判断材料としてのチェック項目が一層充実したことなどの効果が現れたことも要因として挙げられる。</p> <p>なお、東日本大震災において被災した貸付先については、現在、最長 5.5 年間の元利金返済猶予措置を講じているところであるが、平成 25 年度末における当該返済猶予中の貸付先 30 法人全てに対して、半期ごとに書面・電話連絡等による運営状況や返済猶予状況のヒアリングを実施し、既往貸付金に対する返済が可能との申し出のあった貸付先について貸付条件の変更措置を講じるなど、積極的な支援策を実施しており、引き続き、東日本大震災において被災した社会福祉施設及び医療施設等の復興支援に取り組んでいるところである。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	
(2) 債権悪化の未然防止の取組	(2) 債権悪化の未然防止の取組	(2) 債権悪化の未然防止の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療経営指導事業等との連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付先の事業及び財務の状況等を把握するため、貸付先との面談等を延 		

<p>① 福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むこと。</p> <p>② 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。</p>	<p>① 福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組む。</p> <p>② 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。</p>	<p>① 福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組む。</p>	<p>化により、債権悪化の未然防止に取組んでいるか。</p> <p>○ リスク管理債権の発生要因別分析等を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図っているか。</p>	<p>べ 177 件実施するとともに、必要に応じて、施設経営に関する支援を講じるなど、リスク管理債権の未然防止を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 顧客業務部及び経営サポートセンターが連携し、リスク管理債権先に対して再建計画策定等に係るコンサルティングを行い、リスク管理債権の正常化を図るための取組みを行った。 ○ リスク管理債権に係る情報については、毎月のガバナンス委員会で報告し、役職員で情報を共有化するとともに、新たにリスク管理債権となった案件等の状況を毎月定期的に貸付関係部へフィードバックした。 また、四半期ごとに特殊債権等処理状況報告会を開催し、リスク管理債権の現状の他、新規発生の要因分析、新自己査定基準導入の影響、社会福祉法人における要注意先の財務収支分析及び医療貸付リスク管理債権に係る直近の財務収支と審査時予想の比較検証等を行い、役員及び貸付関係部に対してフィードバックした。 ○ リスク管理債権に係る未然防止策の一環として、貸付金の元利金の回収にあたり、短期延滞先に係る傾向調査を実施し、貸付先の経営状況の変化を早期に察知するとともに、関係各部と意見交換会等を開催しフィードバックすることにより、債権悪化の未然防止及び貸付先の危険情報の共有化を図った。 ○ 平成 24 年度決算に基づく事業報告書等を活用し、新たに社会福祉法人全体の決算についての年次分析及びリスク管理債権群と正常債権群を比較した傾向分析を行い、その結果を平成 26 年 5 月の特殊債権等処理状況報告会等において役員及び貸付関係部へ 	
--	--	--	---	---	--

				<p>フィードバックした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前述の分析結果及び昨年度に実施した医療法人の同様の決算分析結果に基づき、平成 24 年度決算に基づく事業報告書等を活用し、イエローボーン債権抽出のための基準を新たに策定し、経営企画会議において役員及び貸付関係部へフィードバックした。 ○ 直近の平成 25 年度決算に基づくイエローボーン債権の抽出結果を、経営企画会議において役員及び貸付関係部へフィードバックした。 ○ イエローボーン債権の調査結果を基に、要因分析を実施し、支援内容等を取りまとめのうえ、役員連絡会で報告するとともに、事例共有を図るため貸付関係部職員（延べ 67 人）に対して事例検討会を実施した。 	
(3) 経営が悪化した貸付先等への対応 ① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援すること。	(3) 経営が悪化した貸付先等への対応 ① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援する。	(3) 経営が悪化した貸付先等への対応 ① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸出条件緩和の実施にあたっては、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持・存続を支援するという観点から、当該貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を調整のうえ、緩和措置を講じるなど、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、引き続き対応方針を変えることなく適正に対応した。 (実績：117 貸付先 185 資金) ○ 東日本大震災に係る返済猶予中の貸付先に対するフォローアップ調査の結果、平成 26 年度において 4 貸付先について、繰上償還による返済及び返済再開の申し出により返済再開の決定を行った。（繰上償還：1 貸付先 1 資金、貸付残高 5.4 億円、返済再開：3 貸付先 4 資金、貸付残高約 44.1 億円） 	
② き損する可能性	② き損する可能	② き損する可能	○ き損する可能性が	○ 案件の内容に応じて必要な法的措	

<p>が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施すること。</p>	<p>性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p>	<p>性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p>	<p>高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施しているか。</p>	<p>置を講じたうえ、次のとおり債権を回収した。 ① 実質破綻案件（2 貸付先）及び破綻案件（1 貸付先）について、債務者への督促交渉により残債権を一括回収した。（実績：396 百万円） ② 実質破綻案件（1 貸付先）及び破綻案件（1 貸付先）について、担保権の実行により債権を回収した。（実績：43 百万円） ③ 破産案件（3 貸付先）について、破産管財人からの配当等により債権を回収した。（実績：99 百万円） ④ 新規民事再生案件（1 貸付先）について、別除権協定による残債件（571 百万円）回収に向け交渉を開始した。</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。</p> <p>○ 福祉医療貸付事業においては、債権ごとに金銭消費貸借契約の内容により作成した償還約定表に基づき、償還期日に貸付先から償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握する等により、回収金等の管理を実施している。</p> <p>○ 福祉医療貸付事業においては、医療施設における医師及び看護師等の不足、また、社会福祉施設における介護職員の不足等により経営が悪化するケースが見られるなど、引き続き厳しい経営環境の中で、資金繰りに支障を来す貸付先が多くなっていることが、リスク管理債権を発生させている主な要因であると考える。 リスク管理債権の未然防止策として、顧客業務部と経営サポートセンターが連携し、経営悪化が懸念される貸付先を直接訪問することにより、経営指標等を基に改善点等を指摘するな</p>		
---	--	--	---	---	--	--

			<p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。</p> <p>○ 貸付先からの回収が滞った場合、直ちに状況を確認するとともに、回収計画の変更が必要と判断された場合には、貸付先から提出された改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案のうえ、適正な審査を実施し、貸出条件の緩和による経営の立て直しや再生を支援しているところである。</p>	
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－4	福祉医療貸付事業（福祉医療経営指導事業）				
業務に連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題。「日本再興戦略」（平成25年6月14日）においても、待機児童解消加速化プランの展開や都市部での急速な高齢化に対する介護などのサービス提供確保策、社会福祉法人の経営高度化等が、「日本再興戦略改訂2014」（平成26年6月24日）においても、居住系介護施設待機者の解消に向けた介護サービス提供体制の構築が挙げられている。こうした課題に対応していくためには、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進する必要があり、福祉医療機構が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営診断を実施する本事業は重要度が高いものである。			関連する政策評価・行政事業レビュー 平成27年度行政事業レビューシート番号734	

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 セミナーあたり受講者数（計画値）	180人以上	—	180人以上	180人以上	180人以上	180人以上	180人以上
1 セミナーあたり受講者数（実績値）	—	231.8人	238.1人	221.7人	—	—	—
達成度	—	—	132.3%	123.2%	—	—	—
セミナー有用度（計画値）	平均80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上
セミナー有用度（実績値）	—	96.7%	98.5%	96.9%	—	—	—
達成度	—	—	123.1%	121.1%	—	—	—
個別経営診断件数（計画値）	延べ1,400件以上	—	280件以上	280件以上	280件以上	280件以上	(1,400件)
個別経営診断件数（実績値）	—	延べ4,658件	364件(364件)	353件(717件)	—	—	—
達成度	—	—	130.0%	126.1%	—	—	—

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
予算額（千円）	—	—	—	—	—		
決算額（千円）	—	—	—	—	—		
経常費用（千円）	—	—	—	—	—		
経常利益（千円）	—	—	—	—	—		
行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—		
従事人員数	—	—	—	—	—		

個別経営診断有用度（計画値）	平均 80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上							
個別経営診断有用度（実績値）	—	95.8%	97.3%	96.9%										
達成度	—	—	121.6%	121.1%										
個別経営診断の処理日数（計画値）	50 日以内	50 日以内	50 日以内	50 日以内	50 日以内	50 日以内	50 日以内							
個別経営診断の処理日数（実績値）	—	34.7 日	31.4 日	28.3 日										
達成度	—	—	159.2%	176.7%										

(注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めるこ と。	4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	<主な定量的指標> ① 中期目標期間における1セミナーあたりの平均受講者数を180人以上とする。 ② 受講者にとっての有用度を平均80%以上とする。 ③ 個別経営診断については、中期目標期間中に延べ1,400件以上の診断を実施する。 ④ 個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。 ⑤ 経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を	<主要な業務実績> ① 積極的なPR活動を実施するとともに、受講希望者の受講機会の確保に努めた結果、1セミナーあたりの平均受講者数は221.7人となり、中期計画を達成した。 ② セミナーの内容については、民間と競合することのないよう、機構職員等による施設整備計画の策定にあたってのアドバイス、施設整備や経営管理に関する優良実践事例の紹介など機構の独自性を發揮するとともに、平成26年度診療報酬改定を踏まえた病院の機能強化に資する講義、「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」における議論等を踏まえた社会福祉法人の経営・ガバナンス強化に係る講義を行うなど、時宜を得た政策動向に関する情報提供等により、講義内容の充実を図った結果、有用度指標は平均96.9%となり、中期計画を達成した。 ③ 積極的なPR活動などを行ったことにより、個別経営診断に係る延べ診断件数は353件となり、平成26年度計画の数値目標（280件以上）を大きく上回った。 ④ 個別経営診断の充実強化に努めることにより、有用度指標は平均96.9%となり、中期計画を達成した。 ⑤ 利用者の利便の向上を図るため、業務の効率化に取り組み、経営分析診断の平均処理期間は28.3日となり、中期計画を達成した。	<評定と根拠> 評定：A 集団経営指導（セミナー）については、積極的なPR活動を実施するとともに、受講希望者の受講機会の確保に努めた結果、1セミナーあたりの平均受講者数は221.7人と中期計画の目標値（180人以上）を大きく上回る実績をあげることができた。セミナーの内容については、民間と競合することのないよう、機構職員等による施設整備計画の策定にあたってのアドバイスなど機構の独自性を発揮するとともに、社会福祉法人の経営・ガバナンス強化に係る講義を行うなど、時宜を得た政策動向に関する情報提供等により、講義内容の充実を図った結果、受講者にとっての有用度指標も平均96.9%と中期計画の目標値を大きく上回り、健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供することができた。 また、民間金融機関への経営指導等の研修会、地方自治体及び社会福祉協議会等へ講師を派遣するとともに、民間金融機関における経営指導ノウハウに係るニーズ調査及び全国地方銀行協会との意見交換を行い、民間金融機関等への経営指導のノウハウの普及に取り組んだ。 今年度から新たな取組みとして、各種調査等を実施した上でリサーチレポートを作成し（計14回）、プレスリリースするとともに、機構ホームページに公表したところであるが、マスコミに記事として33回引用されおり、関係者から一定の評価を得ることができた。また、介護事業者からの経営計画の立案方法を知りたいとのニ	評定 <評定に至った理由>

			<p>50日以内とする。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p>	<p>ズを踏まえ、「介護福祉経営士 実行力テキストシリーズ 14 介護業界で生き残る 経営計画・事業計画のつくり方」として書籍を執筆し、書籍として発行されるなど、社会福祉法人及び医療法人等の経営者にとって更なる有益な情報を提供することができた。</p> <p>個別経営診断については、社会福祉法人及び医療法人等への経営支援強化のため、経営診断メニューの見直しを行い、経営分析プログラム、ガバナンス診断プログラム及び個別支援プログラムの3つのメニューを新設し、試行運用を開始した。特に、個別支援プログラムでは、社会福祉法人に対する ISO9001 の認証取得支援、更には、債権管理部門と連携し、リスク管理債権先（病院）に対する経営改善支援など、法人経営にまで踏み込んだ経営者からの個別のニーズに対応したコンサルティングを実施し、より積極的な経営支援を実施した。</p> <p>これらの取組みにより個別経営診断の延べ診断件数は353件となり、平成26年度計画の数値目標（280件以上）を大きく上回るとともに、個別経営診断の利用者にとっての有用度も平均96.9%となり、中期計画の目標値（80%以上）を大きく上回り、施設の健全経営を支援することができた。</p> <p>なお、簡易経営診断については、社会福祉法人のガバナンス体制強化への対応として、法人単位での分析診断機能を追加し、平成27年度より運用することを決定した。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	
<p>(1) 集団経営指導（セミナー）については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。</p> <p>ただし、民間と競合しない企画立案を行い、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等の提供に重点化すること。</p> <p>また、機構が有する病院等の経営指導のノウハウについては、民間金融機関等へ普及を行うこと。</p>	<p>(1) 集団経営指導（セミナー）については、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、中期目標期間における1セミナーあたりの平均受講者数を180人以上とする。</p> <p>(2) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設の適切な経営を支援するため、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を發揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心とした内容の充実を図り、受講者にとっての有用度を平均80%以上とする。</p> <p>また、機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催する。</p>	<p>(1) 集団経営指導（セミナー）については、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、中期目標期間における1セミナーあたりの平均受講者数を180人以上とする。</p> <p>(2) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設の適切な経営を支援するため、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を發揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心とした内容の充実を図り、受講者にとっての有用度を平均80%以上とする。</p> <p>また、新たに社会福祉法人の高度化に向けて、社会福祉法人等のガバナンス態勢構築に資するためのセミナーを開催する。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ セミナーの受講者数について、中期計画を達成しているか。 ○ 受講者にとっての有用度について、中期計画を達成しているか。 ○ セミナーについて、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を發揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心とした内容の充実を図っているか。 ○ 機構が有する病院等の経営ノウハウの普及における具体的な取組み等として、次のとおり実施した。 <ul style="list-style-type: none"> a 民間金融機関への経営指導等の研修会等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間金融機関に職員を派遣し、病院の最近の経営動向を含めた医療・福祉制度、政策動向等に関 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。 ○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。 ○ セミナーについては、民間と競合することのないよう、機構職員等による施設整備計画の策定にあたってのアドバイスや施設整備及び経営管理に関する優良実践事例の紹介など機構の独自性を發揮するとともに、平成26年度診療報酬改定を踏まえた病院の機能強化に資する講義や「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」における議論等を踏まえた社会福祉法人の経営・ガバナンス強化に係る講義を行うなど、時宜を得た政策動向に関する情報提供等により、講義内容の充実を図った。 ○ 民間金融機関等への経営指導ノウハウの普及における具体的な取組み等として、次のとおり実施した。 <ul style="list-style-type: none"> a 民間金融機関への経営指導等の研修会等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間金融機関に職員を派遣し、病院の最近の経営動向を含めた医療・福祉制度、政策動向等に関 	

		<p>する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催する。</p>	<p>する講義を行った。(実績：1 機関 47 人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受託金融機関業務研修会議等において、病院・医療経営指導等のノウハウの普及を行うための講演を行った。(実績：計 2 回 116 機関 129 人) <p>b 外部講演等講師派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体や社会福祉協議会等に職員を派遣し、社会福祉法人制度に関する動向や会計等に関する講義を計 40 回を行った。(実績：地方厚生局・地方自治体 8 回、社会福祉協議会 20 回、その他民間団体 12 回) <p>c ニーズ調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間金融機関におけるニーズを把握するためのヒアリングを実施し、把握したニーズを金融機関に対する講義の資料に反映した。(実績：5 機関) ・ 今年度も引き続き、福祉医療貸付事業に係る経営指導等のノウハウ普及について全国地方銀行協会と意見交換(4 回)を行うとともに、福祉医療分野における調査結果を取りまとめたリサーチレポートを情報提供した。 	
(2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるように、顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施する。	(3) 顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施する。	<p>(3) 顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施する。</p> <p>また、国における社会福祉法人の在り方の検討を踏ま</p>	<p>○ 顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施しているか。</p>	<p>○ 今年度から新たに、社会福祉法人及び医療法人等の経営者にとって更なる有益な情報を提供するため、各種調査等を実施した上で次のとおりリサーチレポートを 14 回作成し、プレスリリースするとともに、機構ホームページにおいて公表した。なお、当該レポート内容についてはマスコミにおいて記事として 33 回引用された。</p> <p>a 平成 26 年度診療報酬改定等の影響に関するアンケートの分析結果について（第 1 回）</p>

<p>断メニューを策定すること。特に、福祉医療貸付事業の債権管理業務と連携し、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対する経営支援に努めること。</p>	<p>え、社会福祉法人の高度化に向けた診断手法等について検討する。</p>		<p>b 「在宅強化型老健」と「従来型老健」の比較分析について c 小規模病院の特性と求められる方向性 d 福祉施設の建設費等に関する動向 e 平成 26 年度診療報酬改定等の影響に関するアンケートの分析結果について（第 2 回） f 社会福祉法人の「地域における公益的な活動」の可能性 g 平成 25 年度 社会福祉法人の経営状況について h 平成 25 年度 医療法人の経営状況について i 平成 25 年度 保育所の経営状況について j 平成 25 年度 病院の経営状況について k 平成 25 年度 特別養護老人ホームの経営状況について l 平成 25 年度 介護老人保健施設の経営状況について m 平成 25 年度 軽費老人ホーム(ケアハウス) の経営状況について n 平成 25 年度 障害福祉サービスの経営状況について ○ 介護事業者への情報提供の一環として、経営者等への支援を行うため、「介護福祉経営士 実行力テキストシリーズ 14 介護業界で生き残る 経営計画・事業計画のつくり方」を執筆するとともに、書籍として発行された。 ○ 経営診断メニューの見直しを図り、従前からの簡易経営診断に加え、次の 3 つの個別経営診断メニューを新設し、試行運用を行った。 a 経営分析プログラム 法人単位での財務比較による業界内での立ち位置、同種同規模等施設との財務比較及び安定性・機能性</p>	
---	---------------------------------------	--	---	--

			<p>等優良施設との個別比較による分析を実施し、改善すべき課題について改善によるインパクト試算及び改善策の可能性の広がりを提示</p> <p>b ガバナンス診断プログラム 社会福祉法人のガバナンス体制強化という課題に対応するため、PDCA の考え方を取り入れた法人の現状認識を促すための評価報告書を提示</p> <p>c 個別支援プログラム 法人及び施設の経営者が抱える様々な課題について機構のデータ等を多角的に活用し、個別のニーズに合わせた改善の方向性や改善策を提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 顧客サービス向上の観点から、福祉医療貸付事業の融資先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」(無料診断) サービスを WAM NET 基盤を活用して提供し、施設経営者への支援を行った。(対象施設及び利用件数:特別養護老人ホーム 600 件、ケアハウス 133 件、保育所 358 件、病院 247 件、介護老人保健施設 151 件 合計 1,489 件) ○ 平成 27 年度からの運用開始に向けて、社会福祉法人のガバナンス体制強化という課題への対応の一環として、簡易経営診断に、従前の施設単位(特養、ケア、保育所、病院、老健)での分析に加え、法人単位(社会福祉法人・医療法人等)での分析診断機能を追加した。 ○ 上記③のとおり年度計画を達成した。 	
(4) 個別経営診断については、福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは	(4) 個別経営診断については、福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別経営診断の延べ診断件数について、中期計画を達成しているか。 		

	<p>は悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ることを目指し、中期目標期間中に延べ1,400件以上の診断件数の実施に努める。</p> <p>また、個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。</p> <p>(5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。</p> <p>(3) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めること。</p>	<p>は悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ることを目指し、280件以上の診断件数の実施に努める。</p> <p>また、個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。</p> <p>(5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。</p> <p>(6) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務について、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相当額を上回る自己収入を確保すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ることを目指し、280件以上の診断件数の実施に努めているか。 ○ 個別経営診断の利用者にとっての有用度について、中期計画を達成しているか。 ○ 申込書受理から報告書提示までの平均処理期間が中期計画を達成しているか。 ○ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図り、中期目標期間中に実費相当額を上回る自己収入を確保しているか。 ○ 国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 債権管理部門と連携してリスク管理債権先（病院）に対する経営改善支援を実施した。 ○ 上記④のとおり中期計画を達成した。 ○ 上記⑤のとおり中期計画を達成した。 ○ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、実費相当額を上回る自己収入を確保し、中期計画を達成した。 ○ 調書No.2-2（経費の節減）参照 	
--	---	---	--	---	--

			業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。		
--	--	--	-----------------------------------	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報														
1—5	社会福祉振興助成事業													
業務に連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること					当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第7号及び第8号							
当該項目の重要度、難易度						関連する政策評価・行政事業レビュー	平成27年度行政事業レビュー番号 729・734							
2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	予算額（千円）	25年度					
NPO 等への助成 (計画値)	80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	—	—					
NPO 等への助成 (実績値)	—	85.8%	81.8%	82.4%				—	—					
達成度	—	—	102.3%	103.0%				—	—					
平均処理期間 (計画値)	30日以内	—	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	経常費用（千円）	—					
平均処理期間 (実績値)	—	29.2日	27.1日	24.2日				経常利益（千円）	—					
達成度	—	—	110.7%	124.0%				行政サービス実施コスト（千円）	—					
助成事業の新たな連携（計画値）	85%以上	—	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	従事人員数	—					
助成事業の新たな連携（実績値）	—	92.3%	96.1%	94.1%					—					
達成度	—	—	113.1%	110.7%										
助成事業の利用者満足度（計画値）	80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上							
助成事業の利用者満足度（実績値）	—	94.0%	95.5%	94.9%										
達成度	—	—	119.4%	118.6%										
参加者満足度	80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上							

(計画値)														
参加者満足度 (実績値)	—	97.0%	95.9%	96.8%										
達成度	—	—	119.9%	121.0%										

(注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
5 社会福祉振興助成事業	5 社会福祉振興助成事業	5 社会福祉振興助成事業	<主な定量的指標> ① 特別な場合を除き、全助成件数の 80 % 以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業への助成の割合は 82.4 % となり、中期計画を達成した。 ② 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を 30 日以内とする。 ③ 助成先団体のうち、85 % 以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答を得たところであり、中期計画を達成する。 ④ 助成事業が対象とした利用者のうち、80 % 以上の利用者から満足しているとの回答を得る。 ⑤ 助成事業報告会参加者のうち、80 % 以上の参加者から満足しているとの回答を得る。	<主要な業務実績> ① 平成 26 年度分助成事業のうち、特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業への助成の割合は 82.4 % となり、中期計画を達成した。 ② 平成 26 年度分助成事業の助成金申請処理にあたっては、助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は 24.2 日となり中期計画を達成した。 ③ 平成 26 年度分助成先団体による自己評価（320 事業）のうち、301 事業（94.1%）から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等の効果があったとの回答を得たところであり、中期計画を達成した。 ④ 平成 26 年度助成先団体を通じて、助成事業を利用した方（エンドユーザ）を対象にした満足度調査を実施した結果、94.9% の利用者から「満足した」との回答を得たところであり、中期計画を達成した。 ⑤ 助成事業報告会については、96.8% の回答者から「良かった」との回答を得たところであり、中期計画を達成した。	<評定と根拠> 評定：B 平成 26 年度分助成事業については、政策動向や国民ニーズ等を踏まえて国と協議し、助成対象事業や助成対象テーマ、重点的に支援する事業について見直すとともに、募集要領を策定したうえで、324 事業、1,303 百万円の事業を採択した。なお、採択された事業のうち、特定非営利活動法人及び非営利の任意団体が行う事業に対する助成割合は、82.4 % となった。特に、東日本大震災で被災された方等を支援する事業については、重点的に助成することとし、32 件、151 百万円の事業を採択した。 平成 27 年度分助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ、厚生労働省行政事業レビューの評価結果等を踏まえて、「平成 27 年度社会福祉振興助成事業の重点方針」を平成 27 年 3 月に策定するとともに、あわせて国と協議し、助成対象事業や助成対象テーマ、重点的に支援する事業、助成限度額などについて見直しのうえ、募集要領を策定した。なお、平成 27 年度分助成事業の選定にあたっては、複数の団体が連携やネットワーク化によって実施する事業に限定するとともに、過去 5 年間に 2 回以上助成を受けた団体については審査時に減点を強化することにより、更なる固定化の回避を図ることとした。 平成 25 年度分助成事業の事後評価については、審査・評価委員会において「社会福祉振興助成事業の評価方針」を策定し、「助成先団体による自己評価」、「ヒアリング評価」、「書面評	評定	<評定に至った理由>

<p>(1) 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、国と協議して、毎年度、募集要領等に明記し、公表すること。</p> <p>(2) 外部有識者からなる委員会による助成事業の選定については、公正性、客観性及び透明性の一層の確保を図ること。</p> <p>また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。</p>	<p>(1) 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、国と協議して、毎年度、募集要領等に明記し、公表する。</p> <p>(2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において選定方針を策定し、公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択するものとする。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、事後評価結果等をもとに、国と協議のうえ設定するとともに、募集要領等に明記のうえ、公表するなど広く周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 26 年度分助成事業の募集に当たっては、助成対象事業、助成対象テーマ及び重点的に支援する事業などについて、政策動向や国民ニーズ、平成 24 年度分助成事業の事後評価結果及び平成 25 年度分助成事業の実施状況を踏まえ、国と協議のうえ設定するとともに、「平成 26 年度社会福祉振興助成事業の重点方針」及び「平成 26 年度社会福祉振興助成事業募集要領」に明記し公表するなど、広く周知した上で実施した。 ○ 平成 27 年度分助成事業の募集に当たっては、政策動向や国民ニーズ、平成 25 年度分助成事業の事後評価結果、平成 26 年度分助成事業の実施状況及び厚生労働省行政事業レビューの評価結果等を踏まえて、「平成 27 年度社会福祉振興助成事業の重点方針」及び「平成 27 年度社会福祉振興助成事業募集要領」を平成 27 年 3 月に策定した。当該重点方針等については、国と協議し、助成対象事業や助成対象テーマ、重点的に支援する事業、助成限度額などについて見直し、審査・評価委員会において承認を得た。 ○ 每年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行っているか。 	<p>価」を重層的に実施した。特に、ヒアリング評価を行った事業については、評価を担当した委員または機構事務局の所見や意見を付した上で、助成先団体に対してフィードバックし、今後の事業内容の充実や団体運営の発展を支援した。</p> <p>以上のとおり、当該事業内において P D C A サイクルの仕組みを構築しており、効果的な資金助成を実現することができた。</p> <p>助成事業の成果（効果）については、平成 26 年度分助成事業を通じて、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業が全助成事業のうち 94.1% であったとの回答を得ることができ、助成事業の実施による波及効果を確認することができた。また、助成先団体が実施する事業を利用した方（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、94.9% の利用者から満足したとの回答を得ることができ、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーへの高い効果（満足度）について確認することができた。さらに、事業効果の高い優れた助成事業の成果の周知とその効果的な普及を推進することにより、各地で実施される民間福祉活動の更なる質の向上を図ることを目的として、当該助成事業について紹介する助成事業報告会を全国 3 か所で開催し、事業報告会の参加者に対するアンケート調査を実施した結果、96.8% の回答者から「良かった」との回答を得ることができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>平成 26 年度に行われた厚生労働省行政事業レビューの指摘を踏まえ、助成先団体のガバナンス体制を確保し</p>
---	--	--	--	---

	<p>また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努める。</p>	<p>なお、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性や効果を十分考慮し、助成終了後の継続能力等を重視した審査・選定を行うとともに、事業内容の特性に配慮しつつ、固定化回避に努める。</p>	<p>事業を採択した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 27 年度分助成事業の選定にあたっては、審査・評価委員会において「平成 27 年度社会福祉振興助成事業の選定方針」を策定し、機構ホームページで公表するとともに、当該選定方針に基づき、審査・評価委員会にて公正に審査し、事業を採択することとした。 ○ 選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努めているか。 <p>さらに、「平成 26 年度選定方針」において、事業の継続性や将来の発展性の考慮及び助成事業の固定化を回避する方策について明記するなど、効果的・効率的な助成金の配分を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 27 年度分助成事業の選定にあたっては、厚生労働省行政事業レビューの評価結果等を踏まえ、「平成 27 年度選定方針」において複数の団体が連携やネットワーク化によって実施する事業に限定するとともに、過去 5 年間に 2 回以上機関の助成を受けた団体については審査時に減点を強化することにより、更なる固定化の回避を図ることとした。 ○ 上記①のとおり中期計画を達成し 	<p>つつ、事業内容の見直しや業務実施体制の改善等を進める。</p>	
(3) 全助成件数の 8	(3) 特定非営利活動法	○ 全助成件数に占め			

	<p>0 %以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。</p> <p>(3) 助成を行った事業については、外部有識者からなる委員会において評価方針を定め、事後評価を行うこと。 また、事後評価結果については、選定方針の改正等に適正に反映すること。</p>	<p>人等を育成、支援し、その活動を後押しする観点から、特別な場合を除き、全助成件数の 80 %以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業であるものとする。</p> <p>(4) 助成交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を 30 日以内とする。</p> <p>(5) 助成を行った事業については、審査・評価委員会において評価方針を定め、事後評価を行う。 また、事後評価結果については、選定方針の改正等に適正に反映する。</p>	<p>る特定非営利活動法人、非営利の任意団体が実施する助成件数の割合が、特別な場合を除き中期計画の数值を達成しているか。</p> <p>(4) 平成 26 年度分の「助成金申請書」の受理から助成決定までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。</p> <p>(5) 審査・評価委員会において、平成 26 年度における評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を策定し、当該方針に基づく事後評価を実施する。 また、事後評価結果については、速やかに公表するとともに、平成 27 年度分の助成事業の選定方針の改正等に適正に反映する等、継続的な改善を図る。</p>	<p>た。</p> <p><input type="radio"/> 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。</p> <p><input type="radio"/> 上記②のとおり中期計画を達成した。</p> <p><input type="radio"/> 平成 25 年度分助成事業の事後評価については、審査・評価委員会において「社会福祉振興助成事業の評価方針」を策定し、機構ホームページに公示した上で、当該方針に基づき、次のとおり適切に実施した。 『助成先団体による自己評価』 ・ 平成 25 年度分助成事業の全ての助成先団体（295 事業）から自己評価書の提出を受け、機構事務局において成果や課題等を整理した。 『ヒアリング評価』 ・ 平成 25 年度分助成事業の中から、被災地支援事業等の重点支援分野に関する助成事業など 100 事業（審査・評価委員会の委員によるヒアリング評価：51 事業、機構事務局によるヒアリング評価：49 事業）を選定し、当該助成先団体に対して、事業実施プロセスや事業の成果などについてヒアリングを行った上で評価を実施した。</p>	
--	---	--	---	---	--

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員によるヒアリング評価については、複数の委員により機構事務所内において効率的にヒアリングを実施し、当該助成先団体に対して助言等を行った。また、複数の委員で協議して評価を決定することにより、評価結果の精度や客観性の向上を図った。 ・ ヒアリング評価の結果については、評価を担当した委員または機構事務局の所見や意見を付した上で、助成先団体に対してフィードバックした。 <p>『書面評価』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリング評価を実施した事業以外の 195 事業について、当該助成先団体から提出された事業完了報告書や当該事業の成果物等に基づき、機構事務局による書面評価を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年度分助成事業のフォローアップ調査については、厚生労働省行政事業レビューの評価結果等を踏まえ、助成実施後における事業の波及効果やモデル化・制度化に繋がったなどの事業成果をさらに詳細に把握するため、従来の調査項目を見直すとともに、助成先団体から事業成果を証明する書類を徴求することとして調査を実施した。 ○ 事後評価結果については、平成 26 年 12 月に中間評価としてとりまとめ、その結果を踏まえ、平成 27 年度分助成事業の助成対象テーマ等の見直しについて、国に提案するとともに、特に優れた助成事例及び他の取組みの参考となるような事例については機構ホームページで公表した。また、平成 25 年度分助成事業の最終評価については、平成 27 年 3 月に「平成 25 年 	
--	--	--	--	--

(4) 助成事業が、円滑に実施され、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。	(6) 助成効果をできる限り大きくするため、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努める。 なお、的確な相談・助言等ができるよう、職員の専門性の向上に努める。 (7) 助成金の不正受給、不正使用を防ぐため、全助成先を対象に進捗状況を調査し、課題を抱えている団体については、現地訪問の上、課題解決のための相談、助言を行う。 加えて、助成先団体の法令遵守体制の確保のためのガバナンス強化の支援に努める。	(6) 助成効果をできる限り大きくするため、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努める。 また、先進的な取り組みを行っている団体との意見交換等を通じて、職員の専門性の向上に努める。 (7) 助成金の不正受給、不正使用を防ぐため、全助成先を対象に進捗状況を調査し、課題を抱えている団体については、現地訪問の上、課題解決のための相談、助言を行う。 加えて、助成先団体の法令遵守体制の確保のためのガバナンス強化の支援に努める。	○ 職員の専門性の向上に努めるとともに、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努めているか。 また、先進的な取り組みを行っている団体との意見交換等を通じて、職員の専門性の向上に努める。	度社会福祉振興助成事業事業評価報告書」として取りまとめた。 ○ 助成事業メールマガジン「WAM 助成通信」(登録購読者数 4,000 人)を活用して、助成先団体等に対して、助成事業に関する情報をはじめ、団体の活動に役立つ情報やノウハウ等の各種情報を適切に提供(17回発行)した。 また、facebook 等を活用して、NPO 等の助成先団体等における資金調達や被災地支援に関する情報等を即時に発信した。 ○ 助成先の現場訪問やヒアリング評価の実施などを通して直接活動を確認し、助成先団体との意見交換を行うとともに、事業の継続、発展及び改善のための助言・相談などを行った。 (118 事業) ○ 平成 26 年度分助成事業のうち、重点的に支援する「東日本大震災の被災者支援」、「高齢者などの孤立防止・認知症対策」、「児童虐待防止」及び「貧困・格差対策」の 4 分野について、機構職員がチームを編成し、情報収集などをを行うとともに、助成事業の現場訪問やヒアリング評価の実施などを通じて、助成事業の活動を確認し、助成先団体との意見交換等を行い、チームごとに地域での課題や求められる支援等を整理したうえ報告することにより、職員間における情報の共有化や職員の専門性の向上を図った。 ○ 上記③のとおり中期計画を達成した。

		(8) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を80%以上とする。	(9) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施し、満足度を80%以上の回答を得る。	<input type="radio"/> 助成事業が対象とした利用者の満足度について、中期計画を達成しているか。	<input type="radio"/> 上記④のとおり中期計画を達成した。	
(5) 事業評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。		(9) 事業評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事例等を活かした普及を行うため、助成事業報告会を開催し、参加者の満足度を80%以上とする。	(10) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等をホームページ等で公表するなど広く周知する。 (11) 助成事例等を活かした普及を行うため、助成事業報告会を開催し、参加者の満足度を80%以上とする。	<input type="radio"/> 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会の参加者の満足度について、中期計画を達成しているか。	<input type="radio"/> 上記⑤のとおり中期計画を達成した。	<input type="radio"/> 国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 ○ 調書No.2-2（経費の節減）参照

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1—6	退職手当共済事業				
業務に連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること			当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	社会福祉施設職員等退職手当共済法第 18 条 独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 9 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要である。「日本再興戦略改訂 2014」（平成 26 年 6 月 24 日）においても、保育士確保対策の着実な実施や福祉分野における人材確保対策の推進が挙げられており、社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人の職員待遇の改善と福祉人材の確保に資する重要な施策である。本事業は、同制度の実施主体として行う事業であり、重要度は高いものである。			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビューシート番号 723・734

2. 主要な経年データ								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
平均事務処理期間 (計画値)	50 日以内	—	50 日以内		予算額（千円）	98,026,379	100,676,256						
平均事務処理期間 (実績値)	—	36.9 日	34.3 日	38.1 日					決算額（千円）	98,564,160	100,802,027		
達成度	—	—	145.8%	131.2%					経常費用（千円）	94,735,880	96,269,964		
新規加入法人システム利用率（計画値）	50%以上	—	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上		経常利益（千円）	3,857,633	4,521,284		
新規加入法人システム利用率（実績値）	—	47.0%	55.0%	64.0%					行政サービス実施コスト（千円）	46,555,224	45,753,328		
達成度	—	—	110.0%	128.0%					従事人員数	22.36 人	21.98 人		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。	6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図るとともに、以下の点に留意してその適正な実施に努める。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。 (参考) <略>	6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図るとともに、以下の点に留意してその適正な実施に努める。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。 (参考) <略>	<主な定量的指標> ① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を 50 日以内とする。 ② 平成 25 年度以降の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を 50 %以上とする。 <その他の指標> なし	<主要な業務実績> ① 請求書の受付から給付までの平均処理期間については 38.1 日となり、中期計画に定められた目標値 50 日よりも 11.9 日の短縮を図ることができた。 ② 機構及び共済契約者の事務処理効率化の観点から、電子届出システムの申込案内の複数回送付、共済契約を締結した法人に利用案内を送付するなど、加入促進を強化した。この結果、平成 26 年度の新規加入法人のうち、当年度中の電子届出システムの利用申請率は 64% となった。	<評定と根拠> 評定：A 平成 26 年度においては、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図るために、従来の取組み（月 4 回の退職手当金支給、都道府県補助金の早期入金依頼等）に加え、電子届出システムの利用推進などの事務改善に取り組んだ。退職手当金給付額 957 億円（対前年度比 15 億円増）、退職手当金支給者数 72,578 人（対前年度比 1,292 人増）といずれも前年度を上回る実績であったことから、平均処理期間は 38.1 日となり、前年度と比較して 3.8 日延伸することとなったが、中期計画に定められた目標値（50 日以内）を上回る実績をあげることができた。 電子届出システムについては、共済契約者に対し複数回の利用案内を実施した結果、新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合については 64% となり、共済契約者のシステム利用率は前年度を上回る 86.1% となり、着実に利用率の向上を図った。 共済契約者への退職共済制度及び事務手続きの周知を目的に実施していた実務研修会については、従来行っていた集合研修形式から、機構ホームページを活用した e-ラーニング形式へ見直すことにより、共済契約者だけでなく、請求者に対する研修ができるようになるとともに、機構の事務負担及び経費についても削減することができた。 また、電子届出システム利用者へのアンケートにおいて寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い、更な	評定 <評定に至った理由>
(1) 退職手当金の給付 事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。	(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を 50 日以内とする。	(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を 50 日以内とする。	<評価の視点> ○ 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期計画を達成しているか。 なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。	○ 上記①のとおり中期計画を達成した。		
(2) 提出書類の簡素化	(2) 利用者の意向を踏み込む	(2) 利用者の負担軽減	○ 利用者の意向を踏み込む	○ 共済契約者へのアンケート調査に		

	<p>等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。</p> <p>まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。</p> <p>また、電子届出システム利用者のニーズを把握するため、アンケート調査を実施し、電子届出システムの更なる改善や操作性の向上を図り、70%以上の利用者から負担が軽減されたとの回答を得る。</p> <p>(3) 平成25年度以降の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。</p>	<p>に資する手続きの見直しに取り組みつつ、電子届出システムや機構ホームページなどを利用し、制度内容及び事務処理について周知・指導する。</p> <p>また、電子届出システム利用者のニーズを把握するため、アンケート調査を実施し、電子届出システムの更なる改善や操作性の向上を図り、70%以上の利用者から負担が軽減されたとの回答を得る。</p> <p>(3) 平成26年度の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。</p>	<p>まえ、提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減しているか。</p> <p>○ 電子届出システムの更なる改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、年度計画において定めた数値目標以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答が得られているか。</p> <p>○ 平成25年度の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合について中期計画を達成しているか。</p>	<p>おいて要望が多かった「職員を採用したとき」、「職員が退職したとき」などの場面に応じた手続きガイドを機構ホームページに掲載するとともに、ホームページの構成及び共済契約者に配布する資料についても見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実務研修会については、従来行っていた共済契約者に対する集合研修形式から、機構ホームページを活用したe-ラーニング形式へ見直すことにより、共済契約者だけでなく、請求者に対する研修も可能となった。 ○ 平成26年度電子届出システム利用者のニーズを把握するためのアンケート調査を実施し、その調査結果を踏まえ、必要事項の入力が容易となるよう電子届出システムの操作性を向上させるための改善を行った。 ○ 平成26年度においては、利用者アンケートで寄せられた意見を踏まえ、利用者がより操作しやすいよう案内事項の変更等のシステム改善を実施した。平成27年4月に実施した電子届出システム利用者へのアンケート調査において、94.1%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得られたことから、平成26年度に取り組んだ電子届出システムの改善が共済契約者の事務負担の軽減に寄与したことが確認できた。 ○ 上記②のとおり中期計画を達成した。 	<p>る操作性向上に努めた。</p> <p>さらに、掛金納付対象職員届の処理においては、電子届出システム利用者におけるエラー発生率が0.27%となり、紙媒体提出者のエラー発生率0.96%との比較において大幅に抑制することができ、電子届出システムが共済契約者及び機構の事務負担の軽減に大きく寄与することが確認できた。これらの取組みにより、電子届出システム利用者アンケート結果では、利用者の94.1%から「事務負担が軽減した」との回答を得ることができた。</p> <p>以上のとおり、平成26年度においては、退職手当金支給に係る平均処理期間について、中期計画の目標値を大幅に上回る実績となり、利用者サービスの向上に貢献するとともに、電子届出システム利用者へのアンケートにおいて寄せられた意見等を踏まえ、システムの改善を行い、更なる操作性向上に努め、共済契約者及び機構における事務負担の軽減を実現するなど、年度計画を上回る実績をあげることができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
--	---	--	---	--	---

<p>(3) 業務委託先との連携の在り方を踏まえ、事務効率化を図ること。</p>	<p>(4) 業務委託先に対し業務指導を徹底し、窓口相談・届出受理の機能を強化することで事務の効率化を図る。</p>	<p>(4) 委託業務のあり方を見直し、より効果的な窓口相談・届出受理の機能強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務委託先の事務担当者に対して業務指導の徹底を行っているか。 ○ 業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）の事務担当者に対する事務打合せ会を 8 月に開催し、事務処理の円滑・適正な実施のための業務指導を行うとともに、退職手当金請求書及び被共済職員退職届以外の届出を機構あてに送付することとした平成 27 年度から実施する届出処理の迅速化及び委託事務の重点化のための委託業務の見直しに係る業務委託変更契約及び事務取扱要領案について説明を行った。（参加実績：44 都道府県 52 人） ○ 業務委託内容の見直しにあたっては、委託先の FAQ を見直し、事務打合せ会において周知することにより事務担当者の事務処理の標準化を図るとともに、WAM NET の掲示板機能を利用し、事務取扱要領及びマニュアルを掲載することにより業務知識の共有化を図った。 ○ 業務委託先への委託業務の見直し係る業務委託変更契約を平成 27 年 1 月に締結した。 ○ 調書No.2-2（経費の節減）参照 		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1—7	心身障害者扶養保険事業		
業務に関する政策・施策	VIII-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成27年度行政事業レビューシート番号733・786

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
7 心身障害者扶養保 險事業 心身障害者扶養保 險事業（以下「扶養保 險事業」という。）に ついては、地 方公共団体が実施する心 身障害者扶養共済制度 （以下「扶養共済制度」と いう。）によって地方公 共団体が加入者に対して 負う共済責任を保険する 事業に関する業務を安 定的に行うことにより、心 身障害者の保護者の不 安を解消し、保護者死後 の心身障害者の生活安 定に寄与することを目的と し、以下の点に特に留意 してその適正な実施に努 めること。 なお、扶養共済制度に 関し、国においては、そ の安定的な運営を図り、 将来にわたり障害者に する年金給付を確実に 行うため、平成19年度末 の積立不足に対応し、機 構が定期的に行う扶養共 済制度の長期的な財政状 況の検証を踏まえ、毎年 度予算編成を経て必要な 財政支援措置を各地方公 共団体とともに講ずること とし、機構は、上記の 国・地方公共団体による 財政措置を踏まえ、資金 の安全かつ効率的な運 用に努めること。	7 心身障害者扶養保 險事業 心身障害者扶養保 險事業（以下「扶養保 險事業」という。）に ついては、地 方公共団体が実施する心 身障害者扶養共済制度 （以下「扶養共済制度」と いう。）によって地方公 共団体が加入者に対して 負う共済責任を保険する 事業に関する業務を安 定的に行うことにより、心 身障害者の保護者の不 安を解消し、保護者死後 の心身障害者の生活安 定に寄与することを目的と し、以下の点に特に留意 してその適正な実施に努 めること。 なお、扶養共済制度に 関し、国においては、そ の安定的な運営を図り、 将来にわたり障害者に する年金給付を確実に 行うため、平成19年度末 の積立不足に対応し、機 構が定期的に行う扶養共 済制度の長期的な財政状 況の検証を踏まえ、毎年 度予算編成を経て必要な 財政支援措置を各地方公 共団体とともに講ずること とし、機構は、上記の 国・地方公共団体による 財政措置を踏まえ、資金 の安全かつ効率的な運 用に努めること。	7 心身障害者扶養保 險事業 心身障害者扶養保 險事業（以下「扶養保 險事業」という。）に ついては、地 方公共団体が実施する心 身障害者扶養共済制度 （以下「扶養共済制度」と いう。）によって地方公 共団体が加入者に対して 負う共済責任を保険する 事業に関する業務を安 定的に行うことにより、心 身障害者の保護者の不 安を解消し、保護者死後 の心身障害者の生活安 定に寄与することを目的と し、以下の点に特に留意 してその適正な実施に努 めること。 なお、扶養共済制度に 関し、国においては、そ の安定的な運営を図り、 将来にわたり障害者に する年金給付を確実に 行うため、平成19年度末 の積立不足に対応し、機 構が定期的に行う扶養共 済制度の長期的な財政状 況の検証を踏まえ、毎年 度予算編成を経て必要な 財政支援措置を各地方公 共団体とともに講ずること とし、機構は、上記の 国・地方公共団体による 財政措置を踏まえ、資金 の安全かつ効率的な運 用に努めること。	<主な定量的指標> ① 基本ポートフォリ オを適切に管理する ため、資産全体の資產 構成割合と基本ポー トフォリオとの乖離状況を把握した。 なお、平成26年10月の資産運用委 員会の承認を受け平成27年4月1日 付で基本ポートフォリオの見直しを 実施することから、平成26年11月の 心身障害者扶養保険資金運用委員会 において、平成26年度中に乖離許容 幅を超過した場合にリバランスを実 施しないことについて了承を得た。 ② 扶養保険資金の運 用に関する基本方針 を公表するとともに、 少なくとも毎年1回 検討を加え、必要があ ると認めるときは速 やかに見直しを行う。 ③ 基本ポートフォリ オの策定時に想定し た運用環境が現実か ら乖離していないか などについて、毎年1 回、資産運用委員会で 検証を行うとともに、 必要に応じて隨時見 直す。 <その他の指標> なし	<主要な業務実績> ① 每月、資産全体の資産構成割合と基 本ポートフォリオとの乖離状況を把 握した。 なお、平成26年10月の資産運用委 員会の承認を受け平成27年4月1日 付で基本ポートフォリオの見直しを 実施することから、平成26年11月の 心身障害者扶養保険資金運用委員会 において、平成26年度中に乖離許容 幅を超過した場合にリバランスを実 施しないことについて了承を得た。 ② 扶養保険資金の運用に関する基本 方針については、引き続き、機構ホー ムページで公表した。また、運用に関 する基本方針の見直しについては、平 成26年10月の資産運用委員会で審議 し、平成27年4月1日付で見直すこ とが承認された。 ③ 基本ポートフォリオについては、公 的年金の財政検証で採用された経済 前提等新たなデータが公表されたこ とから、当該データに基づき、各資産 の期待リターン、リスク及び相関係数 の見直しを行った結果、平成26年10 月の資産運用委員会において平成27 年4月1日付で見直すことが承認され た。	<評定と根拠> 評定：B 扶養保険事業の安定的な運営を図 り、将来にわたり障害者に対する年金 給付を確実に行うため、平成25年度 の決算を踏まえ、外部有識者からなる 財務状況検討会で財務状況の検証を 行い、検証結果を取りまとめた。取り まとめた報告書により、厚生労働省及 び事業の実施主体である地方公共團 体へ報告するとともに、障害者関係團 体への説明、加入者等に対する機構ホ ームページでの公表を実施すること により、事業の透明性の確保に努め た。 扶養保険資金の運用については、長 期的な観点から安全かつ効率的に行 うため、外部有識者からなる資産運用 委員会の議を経た上で策定した基本 ポートフォリオに基づき、運用を実施 し、運用利回りについては、資産ごと に概ねベンチマーク収益率を確保す るとともに、資産合計で8.39%を確 保した。 なお、基本ポートフォリオにつ いては、公的年金の財政検証で採用さ れた経済前提等新たなデータが公表さ れましたことから、当該データに基づき、各 資産の期待リターン、リスク及び相 関係数の見直しを行った結果、平成26 年10月の資産運用委員会において平 成27年4月1日付で見直すことが承認さ れた。 また、事務担当者会議の開催にあた り、機構と地方公共団体並びに地方公 共団体相互間での情報交換・意見交換 が円滑に行われるよう、事前に地方公 共団体から質問事項、情報交換事項等	評定 <評定に至った理由>	

	<p>(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。 なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出すること。</p> <p>(2) 扶養保険資金の運用 ① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的</p>	<p>(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。 なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。</p> <p>(2) 扶養保険資金の運用 ① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うこと</p>	<p>(1) 財政状況の検証 平成25年度の決算を踏まえ、心身障害者扶養保険財務状況検討会（以下、「財務状況検討会」という。）で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、機構ホームページで公表する等関係者に対し広く周知する。 なお、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。</p> <p>(2) 扶養保険資金の運用 ① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うこと</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年9月に外部有識者からなる財務状況検討会を開催し、平成25年度決算に基づく扶養保険事業の財務状況の検証及び将来予測に関する報告書を取りまとめ、厚生労働省、都道府県・指定都市に報告（平成26年9月）するとともに、障害者関係団体への説明（平成26年11月、平成27年1月）、機構ホームページでの公表（平成26年9月）を実施した。 	<p>を募り、事項別に整理したうえ、国とも連携して回答を作成するとともに、地方公共団体の対応状況等を調査・整理し、会議開催前に事前周知することにより会議の効率化を図り、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応した。その結果、地方公共団体に対して実施した会議内容に関するアンケート調査において、回答者の96%から「満足した」との回答を得ることができた。 さらに、地方公共団体の円滑な事務処理のため、機構の自主的な対応として、機構と地方公共団体の加入者名簿内容の照合、加入者現況確認調査を行うとともに、心身障害者及び加入者等の利益の確保及び地方公共団体の的確な事務処理の実施について指導を行い、管理状況のばらつきや事務の停滞を防止するなど、地方公共団体の事務処理の標準化を図った結果、年金給付金支払決定件数に占める、年金請求までに時間を要したケース（加入者死亡から3年を超えて請求があった案件）の平成26年度の割合（1.65%）は、第2期中期目標期間の実績を下回るなど、地方公共団体の事務処理の遅延防止を図ることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	---	--	---	--	--

<p>として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行うこと。</p> <p>また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することを目標とすること。</p>	<p>により、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。</p> <p>また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することを目標とする。</p>	<p>により、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。</p> <p>○ 各資産ともパッシブ運用を中心として、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保しているか。</p>	<p>効率的な運用を行っているか。</p> <p>○ 各資産ともパッシブ運用を実施し、運用利回りについては資産ごとに概ねベンチマーク収益率を確保するとともに、資産合計で 8.39% の収益率を確保することができた。</p> <table border="1" data-bbox="1683 1484 1985 1621"> <thead> <tr> <th colspan="4">〔平成26年4月～平成27年3月(年率)〕</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>ベンチマーク収益率</th> <th>運用実績</th> <th>ベンチマーク差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>　国内債券</td> <td>2.97%</td> <td>2.96%</td> <td>▲0.01%</td> </tr> <tr> <td>　国内株式</td> <td>30.69%</td> <td>30.73%</td> <td>0.04%</td> </tr> <tr> <td>　国外債券</td> <td>12.28%</td> <td>12.21%</td> <td>▲0.07%</td> </tr> <tr> <td>　国外株式</td> <td>23.54%</td> <td>23.31%</td> <td>▲0.23%</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>0.03%</td> <td>0.05%</td> <td>0.02%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各資産の運用実績は時間加重収益率</p>	〔平成26年4月～平成27年3月(年率)〕				区分	ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差	有価証券				国内債券	2.97%	2.96%	▲0.01%	国内株式	30.69%	30.73%	0.04%	国外債券	12.28%	12.21%	▲0.07%	国外株式	23.54%	23.31%	▲0.23%	短期資産	0.03%	0.05%	0.02%	
〔平成26年4月～平成27年3月(年率)〕																																				
区分	ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差																																	
有価証券																																				
国内債券	2.97%	2.96%	▲0.01%																																	
国内株式	30.69%	30.73%	0.04%																																	
国外債券	12.28%	12.21%	▲0.07%																																	
国外株式	23.54%	23.31%	▲0.23%																																	
短期資産	0.03%	0.05%	0.02%																																	
<p>② 運用におけるリスク管理</p>	<p>② 運用におけるリスク管理</p>	<p>② 運用におけるリスク管理</p>	<p>○ 資産全体の資産構成割合</p>	<p>○ 上記①のとおり達成した。</p>																																

	<p>については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 ・ 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、リスク管理を行う。 	<p>ク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う以下のリスクの管理を適切に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、リスク管理を行う。 	<p>オリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。</p> <p>扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産全体 資産全体のリスクを確認し、問題がある場合には適切な措置を講じる。 ・ 各資産 各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの状況等を把握し適切に管理する。 ・ 運用受託機関等 運用受託機 	<p>成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。</p> <p>○ 資産全体及び各資産のリスクを確認し、リスクについて分析及び評価を行い、適切なリスク管理を行っているか。</p> <p>○ 運用受託機関等に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示すとともに、運用状況及びリスク管理の状況を把握し、適切に管理しているか。</p> <p>○ 每月、運用コンサルティング会社を活用し、資産全体に係るリスク要因及び各資産に係るリスク及びトラッキングエラー等の要因を把握し、特に問題ないことを確認した。</p> <p>○ 月次報告及び年4回（四半期毎）の定期ミーティングにおいて、運用状況、リスク管理の状況及びベンチマーク収益率との乖離状況を把握し、特に問題のないことを確認した。</p>	
--	--	--	--	--	--

		<p>関等に対しガイドラインを示し、運用状況及びリスク負担の状況を把握するとともに、信用リスクの管理等を行い、適切に管理する。</p> <p>なお、運用状況については、毎月実績報告を受け、ベンチマーク収益率との乖離状況を把握するとともに、年4回（四半期毎）ヒアリングを実施する。</p>			
③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針については、必要に応じて随時見直すこと。	③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針については、公表とともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。	③ 運用に関する基本方針見直し 運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるとときは、速やかに見直しを行い、公表する。	○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行っているか。	○ 上記②のとおり達成した。	
④ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示	④ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途	④ 基本ポートフォリオの見直し及び年金給付のための流動性の確保 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか	○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか	○ 上記③のとおり達成した。	

	<p>する運用利回りを確保するような資産構成とすること。</p> <p>なお、策定に際しては以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 <p>また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。</p>	<p>指示する運用利回りを確保するような資産構成とする。</p> <p>なお、策定に際しては、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 <p>また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p>	<p>乖離していないかなどについて、資産運用委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>また、短期資産において、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p>	<p>などについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 短期資金需要等を踏まえて、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行っているか。 		
<p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証</p> <p>扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。</p>	<p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証</p> <p>扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況</p>	<p>平成25年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況</p>	<p>扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行った。その結果を踏まえ、提出された平成25年度決算書を分析し検証するとともに、平成26年9月に開催した財務状況検討会の資料として提出し、同検討会において確認等の検証を行った。 	

		<p>検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。</p> <p>(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るために、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催する。</p>	<p>況検討会において確認等の検証を行う。</p> <p>(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るために、扶養共済制度を運営する地方公共団体に対する事務担当者会議を開催し、地方公共団体と相互の連携を図るとともに、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。 また、事務担当者会議の出席者に対するアンケート調査において、回答者の70%以上から満足したとの回答を得る。</p>	<p>の検証を行っているか。</p> <p>(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るために、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めているか。</p> <p>○ 各自治体担当者の事務処理の標準化を</p>	<p>○ 事務担当者会議の開催にあたり、機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、情報交換事項等を募り、事項別に整理したうえ、国とも連携して回答を作成するとともに、情報交換事項については、項目別に地方公共団体の対応状況等を調査・整理し、会議開催前に事前周知することにより会議の効率化を図り、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応した。 会議後、出席した地方公共団体に対して、会議内容に関するアンケート調査を行った結果、回答者の96%から「満足した」との回答を得ることができた。</p> <p>○ 利用者サービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の特殊性を踏まえ、事務処理等の実態の把握及び改善を行うため、事業の実施主体である地方公共団体を訪問し、意見交換、情報交換を行った。</p> <p>○ 事業の実施主体である地方公共団体からの意見、要望等を踏まえたパンフレット・リーフレットを作成し、地方公共団体を経由して、加入者、年金管理者及び年金受給者へ配布することにより、制度のより一層の周知を図った。</p> <p>○ 地方公共団体の円滑な事務処理のため、機構の自主的な対応として地方</p>	
--	--	--	--	---	--	--

		<p>図るよう努めているか。</p> <p>■ 資金の運用であつて、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。(iiについては事前に明らかにされているか。)</p> <p>i 資金運用の実績</p> <p>ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）</p>	<p>公共団体に対し、加入者名簿（電子データ）の送付を行い、機構と地方公共団体の加入者名簿内容の照合を行うとともに、年金給付金等の請求遅延・遗漏等が生じていないかどうかを確認し（加入者現況確認調査）、心身障害者及び加入者等の利益の確保及び地方公共団体の的確な事務処理の実施について指導を行い、管理状況のばらつきや事務の停滞を防止するなど、各地方公共団体の事務処理の標準化を図った。その結果、年金給付金支払決定件数に占める、年金請求までに時間を要したケース（加入者死亡から3年を超えて請求があった案件）の平成26年度の割合（1.65%）は、第2期中期目標期間（5.24%）を下回るなど、地方公共団体の事務処理の遅延防止を図ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 扶養保険事業における運用利回りについては資産ごとに概ねベンチマーク収益率を確保するとともに、資産合計で8.39%を確保した。 ○ 資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行っている。 このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合を、資産運用委員会の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省の役割 ⇒ 機構に対し、達成すべき中期目標等を指示（基本的考え方、運用の目標、運用利回り、運用手法等） 	
--	--	---	--	--

		<p>■ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 扶養保険制度全般の合理的かつ円滑な運営の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の役割 ⇒ 厚生労働大臣から指示された中期目標等を踏まえて運用を実行（基本ポートフォリオの策定、運用受託機関の選定、評価ベンチマークの設定、運用の基本方針の策定） ⇒ 運用実績の検証及び財務状況の検証を実施し、その結果を厚生労働省に対し報告 ・ 運用受託機関の役割 ⇒ 運用の基本方針及び運用ガイドライン等に基づき資産運用（ベンチマーク収益率の確保） ⇒ 機構に対し毎月運用実績を報告 <p>○ 運用委託先の選定・評価については、「心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針」（平成 20 年 4 月策定）において規定されており、資産管理機関への委託については「運用及び資産管理に関するガイドライン」に規定されている。</p> <p>なお、運用委託先の評価については、当該基本方針において、原則として 3～5 年ごとに実施することとされている。（平成 24 年度実施済。次回は平成 27～29 年度の間で実施予定）</p> <p>○ 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。</p> <p>なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。</p>	
--	--	---	--

		<p>○ 国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>○ 調書No.2-2（経費の節減）参照</p>		
--	--	--	----------------------------	--	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報													
1—8	福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）												
業務に連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること					当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第11号						
当該項目の重要度、難易度						関連する政策評価・行政事業レビュー	平成27年度行政事業レビューシート番号734						
2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度						
年間ヒット件数 (計画値)	7,000万件 以上	—	7,000万件 以上	7,000万件 以上	7,000万件 以上	7,000万件 以上	7,000万件 以上	予算額（千円）					
年間ヒット件数 (実績値)	—	14,384万件	7,588万件	8,768万件				決算額（千円）					
達成度	—	—	108.4%	125.3%				経常費用（千円）					
利用者満足度 (計画値)	90%以上	—	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	経常利益（千円）					
利用者満足度 (実績値)	—	83.1%	90.4%	94.5%				行政サービス実施コスト（千円）					
達成度	—	—	100.4%	105.0%				従事人員数					

(注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
8 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)	8 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)	8 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)	WAM NET事業について、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	<主な定量的指標> ① 中期目標期間中に おける年間ヒット件数を7,000万件以上と するとともに、アンケート調査における情 報利用者の満足度指 数を90%以上とす る。 <その他の指標> なし <評価の視点>	<主要な業務実績> ① 年間ヒット件数については8,768万 件、利用者満足度については94.5%と なり、中期計画を達成した。	<評定と根拠> 評定：A WAM NET事業においては、福祉に 関する仕事の概要を紹介した「福祉 のしごとガイド(職場編)」、ケアマネ ジャーの業務に役立つ情報をとりま とめた「ケアマネジャーのしごとガイ ド」、東日本大震災により被災した社 会福祉施設等の復興事例を情報提供 するための「被災福祉施設復興事例紹 介」の掲載を新たに開始したほか、障 害福祉サービス事業所情報に、自らが 事業所の製品等を掲載できる機能を 追加して「WAM NET 授産品・芸術品 ギャラリー」を開設するなど、情報提 供の重点化及び提供情報の質の向上 に努めた。 また、WAM NET利用状況調査 の結果を踏まえ、メールマガジンの見 やすさを改善するとともに、Twitter の開設やスマートフォンサイトをリ ニューアルするなど、利用者の利便性 の向上を図った結果、ヒット件数は 8,768万件、利用者満足度指数は 94.5%となり、いずれも中期計画の目 標値を上回ることができた。 さらに、WAM NET 基盤を活用し て、平成 26 年度診療報酬改定に伴う 影響等について確認するための「平成 26 年度診療報酬改定等の影響に するアンケート」を実施したほか、東日 本大震災により被災した社会福祉施 設の再建報告書を掲載する「被災福 祉施設等事業再建報告」ページを新たに 設けたこと、イベント・セミナー情報 の掲載申込み方法の「Web フォーム」 化を検討するなど、WAMNET 基盤 の積極的活用に向けた取組みを実施	評定 <評定に至った理由>

(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図ること。	(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図る。	<p>(2) 利用者ニーズを踏まえ提供情報及び機能の見直しを行い、年間ヒット件数を7,000万件以上、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を90%以上とする。</p> <p>(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年間ヒット件数及びアンケート調査における情報利用者の満足度指数について中期計画を達成しているか。 ○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。 ○ WAM NET利用状況調査の結果を踏まえ、メールマガジンの見やすさを改善するとともに、Twitterの開設やスマートフォンサイトのリニューアル、また、「目的別」タブの掲載情報を見直し、福祉・医療関連情報をQ&A形式にてリンクで紹介する内容に改修するなど、利用者の利便性の向上を図った。 ○ 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するためWAM NET基盤を活用しているか。 ○ 退職手当共済事業及び福祉医療貸付事業の電子届出の利用者に対し、迅速なユーザーIDの発行やシステム利用における問合せに対応し、電子届出業務の円滑な実施を支援した。(電子届出の利用率：退職手当共済 85% (前年度 84%)、福祉医療貸付事業の事業報告書 66% (前年度 63%)) ○ 社会福祉振興助成事業における助成団体等向けのメールマガジン(20回)及び退職手当共済事業の電子届出の利用者に向けたお知らせ(7回)を、WAM NETのメール一括配信機能を活用して円滑に配信した。 ○ 平成26年度診療報酬改定に伴う影響と各病院の病棟転換の方向性について確認するため、顧客業務部及び経営サポートセンターと連携し、5月と10月にWAM NET基盤を活用して「平成26年度診療報酬改定等の影響に関するアンケート」を実施した。 ○ 東日本大震災で被災した社会福祉施設の再建状況等を周知するため、WAM NET基盤を活用して「再建に向けた取組み」等を報告書に集約して掲載する「被災福祉施設等事業再建報告」ページを新たに設けた。 ○ イベント・セミナー情報の掲載申込 	<p>した。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>

(3) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めること。	(3) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努める。	(4) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努める。		<p>みについては、Excel ファイルの様式をメールに添付して送付することで受け付けていたが、利用者の利便性の向上を図るため、「Web フォーム」での申込み方法を検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営費交付金の縮減の観点から自己収入の確保について、広告収入等の拡大に努めているか。 ○ 国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 ○ WAM NET の利用登録機関に対して月 2 回送信するメールマガジン等において、バナー広告の募集を行うなど、自己収入の拡大に努めた。(実績：48 件 7,673 千円) ○ 調書No.2-2 (経費の節減) 参照 	

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
1—9	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業							
業務に連する政策・施策					当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 12 号及び第 13 号		
当該項目の重要度、難易度					関連する政策評価・行政事業レビュー	なし		
2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）	
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
								予算額（千円） (年担) 2,512,819 (労担) 35,065
								決算額（千円） (年担) 2,386,222 (労担) 33,538
								経常費用（千円） (年担) 2,317,729 (労担) 31,591
								経常利益（千円） (年担) 44,056 (労担) 868
								行政サービス実施コスト（千円） (年担) △93,168 (労担) 32,823
								従事人員数 (年担) 16.98 人 (労担) 0.32 人

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。 なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。)に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。 (1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することによ	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし (参考) <略>	<主要な業務実績> ○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映した利率の設定となっているか。	<評定と根拠> 評定：A 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、平成22年4月の「行政刷新会議事業仕分け」及び同年12月24日閣議決定の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け、国において平成25年3月に策定した「年金担保貸付事業廃止計画」に基づき、事業規模等の縮減を図ることが求められているところである。 平成26年度においては、廃止計画に基づく事業規模の縮減を図るとともに、年金受給者にとって必要な資金が融資され、また無理のない返済となるよう配慮した制度改正を実施した結果、事業規模の実績額は、平成26年度予算額に対して、年金担保貸付事業で▲25.2%、労災年金担保貸付事業で▲14.8%となり、両貸付合計で▲25.0%の縮減を図ることができた。これは、今回の制度改正においては貸付限度額の引き下げの他、特に借入申込受付時の資金使途確認を徹底させたことによる効果が大きかったものと思われる。 また、制度改正に向けては、以下の取組みを実施した。 ① 制度改正案の作成 ② 制度改正案に係る国との協議、制度内容の確定 ③ 制度改正内容に係る受託金融機関及び関係団体との協議、調整 ④ 年金担保貸付制度利用者への広報 ⑤ 制度改正に伴う貸付審査システムの改修	評定	<評定に至った理由>

<p>り、安定的で効率的な業務運営に努めるこ</p> <p>(2) 業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。</p> <p>また、引き続き、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。</p>	<p>により、安定的で効率的な業務運営に努める。</p> <p>(2) 業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じる。</p> <p>また、引き続き、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。</p> <p>また、引き続き年金受給者にとって</p>	<p>コストを分析し、その適正化を図り、中期目標期間中において損益が均衡するよう配慮しつつ、貸付金利に反映させる。</p> <p>(2) 事業の実施状況等を把握し、国の要請に応じて「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、国の計画に従って適切な措置を講じているか。</p> <p>さらに、事業廃止に向けた事業規模縮小について、国の計画に従い制度変更の実施に必要な処理を行う。</p> <p>また、引き続き年金受給者にとって</p>	<p>るため、貸付金利の検証を3回実施し、安定的かつ効率的な事業運営を実施した。</p> <p>① 平成26年6月には、平成25年度決算等を踏まえた金利検証を行い、貸付金利の据置きを決定</p> <p>② 平成26年10月には、平成26年度上半期の執行状況及び平成26年12月の制度改正等を踏まえ、収支状況への影響を検証し、貸付金利の引上げを決定</p> <p>③ 平成27年2月には、平成26年12月までの執行状況等を踏まえた金利検証を行い、貸付金利の据置きを決定</p> <p>○ 上記の結果、平成26年度決算において、年金担保貸付事業において273百万円、労災年金担保貸付事業において0.5百万円の当期総利益を確保し、安定的で効率的な業務運営を実施することができた。</p> <p>○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、国の計画に従って適切な措置を講じているか。</p> <p>○ 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を行っているか。</p>	<p>なお、制度改正に係る受託金融機関との協議、調整にあたっては、例年1月から2月に実施している受託金融機関事務説明会を7月から8月にかけて全国7箇所で開催し、制度改正の趣旨や具体的な内容の周知を図った結果、混乱をきたすことなく円滑に平成26年12月から実施することができた。</p> <p>また、これまでの広報活動に加え、平成26年12月からの制度改正の内容及び他の公的貸付制度を周知するため、従前のリーフレットからA4版に紙面を拡大したパンフレット、ポスター及びチラシを作成するとともに、受託金融機関の他に福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体等の23団体から協力を得て、幅広く広報活動を実施した。</p> <p>さらに、電話による問い合わせに対しては、平成27年3月から自動応答システムを導入し、一般的な制度に対する照会については24時間365日の案内が可能となり、利用者サービスの向上を図った。</p> <p>貸付金利の設定にあたっては、業務運営コストを適切に貸付金利に反映することにより安定的かつ効率的な業務運営を実施した。</p> <p>なお、今回の制度変更による影響を含めて、平成26年度を通じて、毎月貸付実行等に係るデータの動向を整理・分析して厚生労働省に提供することにより、今後の年金担保貸付事業のあり方に係る検討に寄与した。</p> <p><課題と対応></p> <p>年金担保貸付事業については、国において平成25年3月に策定した「年金担保貸付事業廃止計画」に掲げられている平成28年度の具体的な廃止時期の判断に向けて、機構から厚生労働</p>
---	---	--	--	--

		<p>無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。</p>	<p>倍</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総融資限度額 250万円 ⇒ 200万円 <p>② 返済額の上限引下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1回当たりの年金支給額の 1/2 以下 ⇒ 1/3 以下 <p>③ 資金使途の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な資金を融資するため、資金使途、必要額について疎明資料を徴求して内容を確認して受付（疎明資料の提出が困難な場合、貸付限度額は 10万円） <p>④ 貸付対象の使途項目の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「臨時生活費」（貸付上限 100万円）⇒ 「生活必需物品の購入」（貸付上限 80万円） <p>⑤ 任意繰上返済後の再借入申込を一定期間制限</p>	<p>省に対してデータ提供を行うとともに、厚生労働省と連携して必要な検討を進める。</p>	
(3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。	(3) ホームページ、リーフレット等により、年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図る。	<p>(3) ホームページ、リーフレット等により、制度の内容について周知する。</p> <p>また、引き続き、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等多様な外部団体 20 団体以上との連携協力による広報活動を開するとともに、多重債務者等の借入れに関し、注意を促し、専門機関への相談につなげるための情報提供を行う。</p> <p>さらに、制度変更に向けて、ホームページ、リーフレットの他に制度変更用のポスター、チラシ</p>	<p>○ 返済中に生活困難となった者に対し、返済条件の緩和措置を講じているか。</p> <p>○ 利用者に対し、ホームページ、リーフレット等による制度周知を図っているか。</p>	<p>○ 返済中に生活困窮に陥った者に係る貸付条件変更については、今年度 1,078 件（東日本大震災による貸付条件変更を除く）の変更承認を行い、利用者の生活安定を支援することに寄与した。</p> <p>○ これまでの貸付制度等の周知に加え、平成 26 年 12 月実施の制度変更の内容と他の公的貸付制度の周知のため、従前のリーフレットに替え紙面を拡大したパンフレット、ポスター及びチラシを作成して、受託金融機関、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体等（23 団体）に配布するとともに、機構ホームページにおいても制度の周知を行った。</p> <p>○ 電話相談について自動応答システムを平成 27 年 3 月に導入し、一般的な制度照会については、24 時間 365 日の案内が可能となり、利用者サービスの向上を図った。</p>	

		<p>を作成して借入希望者他、関係機関等に対して周知を行う。</p> <p>(4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議等により周知徹底に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受託金融機関事務打合せ会議等により更なる利用者への適切な対応について周知徹底に努めているか。 <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。</p> <p>■ 回収状況等を踏ま</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受託金融機関事務打合せ会議については、例年1月頃に開催しているところ、平成26年12月実施の制度変更周知のため、開催時期を早め、7月下旬から8月上旬にかけ全国7か所で実施した。 また、事務打合せ会議における各受託金融機関からの質問事項について回答するとともに、制度変更に係る追加質問等に随時対応した。 ○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、独立行政法人福祉医療機構法に基づき、年金受給者の年金受給権を担保として小口資金の貸付けを行っており、回収にあたっては毎年支給月に年金支給機関より機構が受領する年金から償還元金及び利息の回収を行っている。 ○ 回収計画の実施状況については、貸付金利の見直し時に評価を行っている。 また、信用保証機関の利用率が99.9%に達しており、リスク管理債権の発生は保証履行がされない場合に限定されるため、リスク管理債権比率は年金担保貸付事業が0.16%、労災年金担保貸付事業が0.27%にとどまっている。 なお、両事業における比率に差が生じているが、主な要因は、機構が各事業を承継した際のリスク管理債権比率の違いによるものである。 ○ 受託金融機関に対する指導を徹底 	
--	--	--	--	--	--

		<p>え回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>することにより、リスク管理債権の発生の減少を図っているところである。</p> <p>○ 調書No.2-2（経費の節減）参照</p>	
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-0	承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務		
業務に関する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の2第1項及び第2項
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	なし

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務	10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務	10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務	<主な定量的指標> ① 年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。 ① 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。また、受託金融機関事務打合せ会議を開催し、受託金融機関に対する指導	<主要な業務実績> ① 年1回実施し、中期計画を達成した。 ② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。 ③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。 <その他の指標> なし <評価の視点> ○ 関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行っているか。	<評定と根拠> 評定：B 承継年金住宅融資等の貸付先について、年1回の財務状況等の把握及び分析に加え、新たに9月約定償還後のリスク管理債権の把握を行うとともに、13の転貸法人から平成29年度以降の財政シミュレーションの提出を受けて、内容を検証した上でヒアリングを行い、必要な指導を実施した。 また、財務状況の把握及び分析を通じて、早期の対応が必要と判断された転貸法人について、厚生労働省と連携して対応方策の検討を進めた結果、他法人と合併させることで関係者間の合意が成立した。 破綻した保証会社に代わって金融機関が転貸法人に対して弁済を行う期限が平成29年度に到来することを踏まえ、その後の対応を定めた基本方針等を策定した。基本方針の策定にあたっては、全国10箇所で12回の説明会を開催するなど関係者間で集中的に調整を行うとともに、基本方針の策定以降においても、各転貸法人における個別・具体的な検討に資するため、延べ31回にわたる協議を重ねた。その上で、各転貸法人と関係金融機関の協議・調整状況について進捗報告を求め、それぞれの報告内容を整理し、関係者にフィードバックするとともに、厚生労働省との情報共有を図った。 延滞債権については、転貸法人等に対し迅速かつ着実な督促等を行うよう徹底、機構の直接競売申立の実施範囲の拡大、さらには、受託金融機関に対する適切な指示により、保証機関または保証人に対する保証履行請求及	評定	<評定に至った理由>
(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。 ① 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。							

		<p>を適切に行う。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。</p> <p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。</p> <p>④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。 破綻した保証会社に代わって金融機関が転貸法人に</p>	<p>要に応じて、受託金融機関に保証人の変更、追加等の債権保全措置を指示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全額債務保証を行っている受託金融機関について、財務諸表を入手し、財務状況の分析及び評価を行い、保証履行能力の評価等を行った。 ○ 受託金融機関事務打合せ会議について、開催時期、回数を検討し、引き続き、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業と合同で、全国7か所計9回開催した。 ○ 上記②のとおり中期計画を達成した。 ○ 貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を行い、貸倒引当金を適正に計上した。 ○ 上記③のとおり中期計画を達成した。 ○ 転貸債権に係るローン保証会社の格付け (Moody's, S&P) により24社全てについて、各社の保証履行能力の実態把握・分析を行い、保証履行能力を確認した。 ○ 債還条件緩和中の貸付先について、経営状況及び資金繰りを把握のうえ、余剰金の繰上償還を求め、当該貸付先から一部繰上償還により回収を行った。 ○ 破綻した保証会社に代わって金融機関が転貸法人に対して弁済を行う期限が平成29年度であることを踏まえ、期限終了以降の基本方針及びQ&Aを作成し、関係者に説明するとともに、転貸法人と関係金融機関の協議・調整について進捗状況の報告を求めるなどの対応を行った。 	<p>び担保物件処分等を行い、債権の早期回収に努めた。また、償還条件緩和中の貸付先の状況に応じて、一部繰上償還により回収を行うなど、適時的確に債権回収を行った。</p> <p>その結果、平成27年度の国庫納付金として、約1,818億円を平成27年7月10日までに国庫納付した。なお、国庫納付の在り方については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」を踏まえて、厚生労働省と元本回収部分の定期納付に向けた検討を実施した。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	
--	--	--	--	--	--

		<p>対して弁済を行う期限が平成29年度に到来することを踏まえ、関係者と以後の対応を協議する。</p> <p>また、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び災害の被災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講ずる。</p> <p>⑤ 転貸法人等に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人等による適切な債権回収を促進させる。早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じた処理方策を策定させ、適切な債権回収に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ローン返済困窮者に対する返済条件の変更 258 件、民事再生法の適用による返済条件の変更 28 件、東日本大震災の被災者に対する返済条件の変更 9 件、計 295 件の措置を講じた。 また、大雨による災害等の被災者に係る返済条件の変更措置について、機構ホームページにより周知を行った。 <p>(5) 転貸法人等に対して、国と連携して実情等を把握するとともに必要な助言等を行い、転貸法人による適切な債権回収を促進させる。</p> <p>早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じて法人の合併、事業譲渡、債権譲渡等による処理方策を策定させ、適切な債権回収に努める。</p> <p>また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る指導専門員を派遣するとともに、年1回以上指導専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行う。</p> <p>なお、引き続き、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 転貸法人に対するヒアリングを通じて実情等を把握するとともに、必要な助言、指導等を行った。また、専門員及び転貸法人からの定期報告（年2回）及び専門員の活動状況や転貸法人を取り巻く情勢等の情報交換を行う専門員会議（平成26年11月）を開催し、専門員による転貸法人の債権管理に関する指導を行った。 ○ 東日本大震災の影響が大きい転貸法人に対し、防災集団移転促進事業等への対応状況を把握するとともに、必要に応じて助言・指導を行った。 ○ 早期対応が必要な転貸法人について、国と連携し、処理方策の検討を行うとともに、当該法人及び関係法人に対し、ヒアリングや適切な指導を行うことで具体的な処理方策を策定させた。 	
--	--	---	--	---	--

③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。	⑥ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。	東日本大震災の影響が大きい転貸法人に対しては、きめ細かな支援を行う。 (6) 短期延滞債権については、転貸法人等に対し、迅速かつ着実な督促等を実施するよう徹底する。 また、長期延滞債権については、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、一層の早期債権回収に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短期延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。 ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。 ■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短期延滞債権については、転貸法人等に対し、迅速かつ着実な督促等を行うよう徹底した。 ○ 長期延滞債権については、回収促進のため、機構が直接競売申立てを実施する範囲を拡大するとともに、受託金融機関に対し適切な指示を行い、必要に応じ、保証機関または保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分を適切に行つた。また、回収が困難となつた長期延滞債権については、実地調査等により実情等を把握し、貸倒償却処理を行つた。 ○ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務においては、債権ごとに金銭消費貸借契約の内容により作成した償還年次表に基づき、支払期日（基本的に9月と3月の年2回）に、貸付先から償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握するなど、回収金等の管理を実施している。 ○ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務におけるリスク管理債権については、毎年度決算時において評価を行い、財務諸表において公表しているところである。 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、平成17年1月末をもって新規融資を停止したことから、毎年度、貸付残高が大幅に減少することにより、貸付残高に占めるリスク管理債権の割合は増加する傾向にあり、平成26年度においては6.45%になつた。

			<p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。</p> <p>○ 国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p> <p>○ 延滞や貸倒れを防止するため、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び民事再生法の適用者などについては、償還条件変更を実施し、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保する方策を講じている。</p> <p>○ 調書No.2-2（経費の節減）参照</p>	
(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、引き続き、承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。	(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務 承継教育資金貸付けあっせん業務については、引き続き、業務を休止する。			

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2－1	業務・システムの効率化と情報化の推進							
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビューシート番号 734・786				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
第3 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次とおりとする。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する事項は、次とおりとする。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：B 業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業、年金担保貸付事業、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係るホスティング・システム運用保守業務及び入力作業等の委託業務の調達にあたっては、公平性及び透明性に配慮し、ホスティング・システム運用保守業務については、平成27年度から5年間の複数年での契約、入力作業等の委託業務については、これまでと同様平成27年度単年での契約を前提とした調達仕様書を作成し、業者を選定するとともに、業者選定後においては、CIO補佐官の支援を受け作成した委託業者の適正な管理を行うためのチェック事項を記載した「実施計画書点検リスト」を使用し、実施計画書の内容を点検することにより、作業実施の効率化を図るとともに、外部委託業務の適正な管理を行うことができた。 また、福祉医療貸付事業の貸付総合電算システム（平成26年度融資条件の変更対応）、年金担保資金貸付事業の年金担保資金貸付システム（平成26年12月実施の制度変更への対応等）等について、それぞれ必要不可欠な改修を実施し、業務の実施を効率的かつ安定的に支援することができた。 さらに、IT技術に精通した人材を長期安定的に確保していくため、平成26年度よりキャリアパス整備の一環として専門職コースを新設するとともに、情報管理担当部署の専門性向上を図るため、外部研修の受講、CIO補佐官によるIT人材育成のための研修を実施した。加えて、機構職員のITリテラシーの向上を図るため、CIO補佐官によるインターネット利用時の脅	評定	<評定に至った理由>
1 業務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図ること。	1 業務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図る。	1 業務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図っているか。	<評価の視点> <input type="radio"/> 業務・システム最適化計画に基づき、経費の節減等を図っているか。	<評価の視点> <input type="radio"/> 業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業、年金担保貸付事業、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係るホスティング・システム運用保守業務及び入力作業等の委託業務の調達にあたっては、公平性及び透明性に配慮し、ホスティング・システム運用保守業務については、平成27年度から5年間の複数年での契約、入力作業等の委託業務については、これまでと同様平成27年度単年での契約を前提とした調達仕様書を作成し、業者を選定するとともに、業者選定後においては、CIO補佐官の支援を受け作成した委託業者の適正な管理を行うためのチェック事項を記載した「実施計画書点検リスト」を使用し、実施計画書の内容を点検することにより、作業実施の効率化を図るとともに、外部委託業務の適正な管理を行った。	<評価の視点> <input type="radio"/> 福祉医療貸付事業の貸付総合電算システム（平成26年度融資条件の変更対応）、年金担保資金貸付システム（平成26年12月実施の制度変更への対応等）等について、それぞれ必要不可欠な改修を実施し、業務の実施を効率的かつ安定的に支援することができた。 さらに、IT技術に精通した人材を長期安定的に確保していくため、平成26年度よりキャリアパス整備の一環として専門職コースを新設するとともに、情報管理担当部署の専門性向上を図るため、外部研修の受講、CIO補佐官によるIT人材育成のための研修を実施した。加えて、機構職員のITリテラシーの向上を図るため、CIO補佐官によるインターネット利用時の脅		
(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。	(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システム等の継続的な改善を図る。	(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システム等の継続的な改善に努めているか。					

		ム等の改善を図る。		AM NET（障害者総合支援法平成26年4月1日施行分対応）、退職手当共済事業の退職手当業務処理システム及び退職手当共済電子届出システム（生活困窮者自立支援法施行等への対応等）、年金担保資金貸付事業の年金担保資金貸付システム（平成26年12月実施の制度変更への対応等）について、それぞれ改修を実施し、業務の実施を効率的かつ安定的に支援することができた。	威と注意すべき点等を理解するための研修を実施するとともに、機構職員における業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、情報管理担当部署等によるOA研修（e-ラーニング研修：受講者349名）及び業務システム操作研修等（集合研修：受講者53名）を実施した。 その他、EUCに係るリスクを踏まえた組織的な管理を行うために策定したEUC管理マニュアルに基づき、EUC管理方法に係る担当職員向け説明会を開催した。
		(3) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。	(3) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報管理担当部署の専門性の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報システムに精通した人材を育成するための研修プログラムに基づく外部研修を受講する等情報管理担当部署の専門性の向上を図る。 	<課題と対応> 特になし。
		(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、職員に対する研修等を実施する。	(4) 業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員に対するITに関する研修等を計画的に実施しているか。 	

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2—2	経費の節減							
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビューシート番号 734・786				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報
経費節減(計画値) (百万円)	中期目標期間の最終年度において、一般管理費は 198 百万円、業務経費は 1,003 百万円	(一般管理費) 233 (業務経費) 1,056	(一般管理費) 226 (業務経費) 1,045	(一般管理費) 219 (業務経費) 1,034	(一般管理費) 212 (業務経費) 1,024	(一般管理費) 205 (業務経費) 1,013	(一般管理費) 198 (業務経費) 1,003	—
経費節減(実績値) (百万円)	年度計画値の 100%	—	(一般管理費) 206 (業務経費) 592	(一般管理費) 203 (業務経費) 611				—
上記削減率(%)	中期目標期間の最終事業年度において、平成 24 年度（一般管理費 233 百万円、業務経費 1,056 百万円）と比べて一般管理費は 15 %程度、業務経費は 5 %程度削減		(一般管理費) 11.5% (業務経費) 43.9%	(一般管理費) 12.5% (業務経費) 42.1%				
達成度	—	—	(一般管理費) 383.3% (業務経費) 4,390.0%	(一般管理費) 208.3% (業務経費) 2,105.0%				—

(注) 削減対象経費は、運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費であって、決算報告書の業務経費及び一般管理費のうち、人件費、貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除いた金額である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
2 経費の節減	2 経費の節減	2 経費の節減	<主な定量的指標> ① 中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減する。 <その他の指標> なし	<主要な業務実績> ① 一般管理費等の節減については、一層の削減を推進するため、改めて具体的な削減対象経費をリストアップして削減が可能な経費の検証を行い、より重点的かつ効率的な執行に努めたこと、また、本部事務所の賃貸借の更新において賃料改定交渉による削減、会計監査人の候補者選任等における一般競争入札の実施等による経費の削減（前年度決算額と比較し、年間▲4,369万円）を実現したこと、特に、業務経費においては、業務・システム最適化計画に基づく福祉保健医療情報サービス事業の見直しにあたり、新システムの構築において稼働環境にクラウドを導入することにより運用保守経費を大幅に削減できること、また、専門的な知識を必要としないコンテンツ管理システムの採用による保守要員の圧縮等を行った結果、平成26年度において、目標（平成24年度決算額と比べて一般管理費▲6%、業務経費は▲2%）を上回る一般管理費▲12.5%、業務経費▲42.1%の額を節減することができた。 <評価の視点> ○ 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図り、経費の節減に努めているか。	<評定と根拠> 評定：A 一般管理費等の節減については、より一層の削減を推進するため、お客さまサービスの向上と機構の事務の簡素化を基本としつつ、業務方法等の改善及び事務の効率化による既定経費の節減等に努めるとともに、改めて具体的な削減対象経費をリストアップして削減が可能な経費の検証を行い、より重点的かつ効率的な執行に努めたこと、特に、業務経費においては、業務・システム最適化計画に基づく福祉保健医療情報サービス事業の見直しにあたり、新システムの構築において稼働環境にクラウドを導入することにより運用保守経費を大幅に削減できること、また、専門的な知識を必要としないコンテンツ管理システムの採用による保守要員の圧縮等を行った結果、平成26年度において、目標（平成24年度決算額と比べて一般管理費は▲6%、業務経費は▲2%）を大幅に上回る一般管理費▲12.5%、業務経費▲42.1%の額を節減することができた。 随意契約の適正化については、引き続き、「随意契約等見直し計画」（平成22年4月策定）に基づく取組みを着実に実施し、より一層の競争性、透明性の確保を図った。 給与水準については、その適性化に向けて、組織のスリム化の推進、機構独自の特別都市手当据置の継続、55歳を超える職員に対する給与体系の見直し等による人件費の削減を実施し、年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は100.0ポイントとなり、	評定	<評定に至った理由>

			<p>○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。</p>	<p>○ 事業費については、各部署単位で執行状況を確認し四半期ごとに点検を行った。また、定期的に経営企画会議にて報告を行うとともに、各部署へのフィードバックを行うことにより、現場レベルでの冗費の抑制意識を高めることができ、その結果、以下のような削減の効果が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便料金について、日本郵便（株）と交渉を行い、郵便料金区分を一部見直したことにより経費を削減した。 ・ 本部事務所の賃貸借の更新について、賃料改定に係る交渉を行った結果、平成 26 年度においては 2,336 万円を削減した。 ・ 会計監査人の候補者選任について、契約期間を複数年度（4 か年）にするとともに、一般競争入札（総合評価落札方式）を実施したことにより、平成 26 年度決算に係る監査費用は前年度に比べ約 571 万円の削減となった。 ・ 人材派遣の調達において一般競争入札を導入したことにより、平成 26 年度においては前年度に比べ約 424 万円の削減となった。 	<p>国家公務員と同水準を達成している。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	
<p>(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。</p> <p>① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 随意契約につ</p>	<p>(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 随意契約につ</p>	<p>(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 随意契約につ</p>	<p>○ 隨意契約の適正化について、中期計画に示したとおり適切に行われているか。</p>	<p>○ 「随意契約等見直し計画」（平成 22 年 4 月策定）に基づき、企画競争及び公募については、更に一般競争への移行を推進するとともに、契約に係る規程類の整備（平成 20 年度において措置済み）を行っている。</p> <p>また、契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、契約審査会において契約方式の妥当性や総合評価・企画競争に係る評価結果の適正性等について審議等を行った。</p> <p>さらに、一者応札・一者応募の見直しの観点から、公告期間の確保や契約</p>		

<p>ては、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となつた契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図ること。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p> <p>④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表すること。</p>	<p>いては、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となつた契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図る。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p> <p>④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。</p>	<p>いては、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となつた契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図る。</p> <p>また、一者応札・応募の改善策として、一般競争入札等の公告期間を 10 営業日以上とする。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p> <p>④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。</p>	<p>の履行を確保する最低限の要件を除き排他的な応札要件を付さないことなど、競争性確保のための取組みを実施した。</p> <p>以上のとおり、随意契約等見直し計画に基づく各種の取組みを着実に実施した結果、計画の基準となる平成 20 年度において 22 件、24.8 億円あった随意契約を平成 26 年度においては、7 件、3.9 億円にまで減少させた。</p> <p>また、随意契約等見直し計画においては、随意契約を 6 件とすることを目標としているが、平成 26 年度は 7 件となり、1 件超過したところである。これは、年度決算の貸借対照表に退職給付引当金を計上するために必要な退職給付債務の計算委託を随意契約により締結したためである。退職給付債務の計算は、機構が加入している厚生年金基金が、基金業務を契約相手方に委託しており、機構が退職給付債務を計算するにあたっては、当該厚生年金基金が、当該計算を行うことを認めていたり、契約相手方にしか委託できないため、やむを得ず随意契約となつたものである。</p> <p>なお、他の随意契約 6 件の契約内容については、次のとおりであり、いずれの契約も真にやむを得ない理由により随意契約となつたものであり、随意契約等見直し計画を着実に実施しているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務システムの運用・保守関連： 2 件 (随意契約理由) システムにかかる知的財産権を契約の相手方が有しております、第三者に委託できないこと。 ・ 事務所等賃貸借： 3 件 (随意契約理由) 事務所等賃借という契約の性質上随意契約に拠らざるを得ない 		
--	---	---	--	--	--

			<p>いこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表等の官報掲載：1件 (随意契約理由) 官報掲載料金は全国一律で競争性が働くこと。 <p>○ 平成 25 年度の取組状況については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）」に基づき、平成 26 年 8 月に機構ホームページで公表した。</p> <p>○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）。</p> <p>■ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。</p>	
--	--	--	---	--

とおりである。なお、公募については実施実績がなかった。

ア 説明会の実施及び説明会から入札日または企画書提出日までの十分な日程の確保
(総合評価)

- 平成 26 年度に総合評価落札方式により契約を締結した調達は 2 件であった。「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」（平成 6 年 3 月 28 日アクション・プログラム実行推進委員会）の対象のため、公告から提案書提出期限まで 50 日間を確保した結果、複数の応札者があった。

(企画競争)

- 平成 26 年度に企画競争により契約を締結した調達は 3 件であった。いずれも専門性の高い業務のため、参加者は当該分野において一定の専門知識を有する者であると想定されたことから、説明会は行わず仕様書等に関する質問期間を十分確保することで対応を図った結果、複数の応札者があった。

イ 選定基準及び配点の事前公開並びに選定結果の公開

- 総合評価落札方式により契約を締結した 2 件及び企画競争により契約を締結した 3 件については、いずれも選定基準及び配点を事前に公表し、その結果については、総合評価参加者及び企画競争参加者に対して公開している。

ウ 選定委員における外部有識者割合の基準の設定

- 総合評価落札方式については、「総合評価、企画競争・公募による調達マニュアル」（平成 20 年度末に策定）により、評価委員の選定にあたっては外部有識者を含

			<p>めることを義務付けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企画競争については、内部職員が評価を行っているが、この場合も、契約に係る競争性及び透明性を確保するため、選定委員の評価結果について「契約審査会」で適正性等を審議することとしている。 <p>■ 契約事務手續に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約については、契約担当部門が要求部門からの調達要求を審査するとともに、「契約審査会」（経理担当役員及び管理部門の幹部職員を構成委員とし、第三者による監視強化の観点から、監事をオブザーバーとする審査機関）を設置し、同委員会において契約方式の妥当性や総合評価及び企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うことを義務付けている。また、特に専門的な知識を要するシステム関連の契約については、CIO補佐官（外部の第三者に委託）の出席を求め、助言を得ている。 ○ また、契約審査会は、入札等に係る仕様書の内容等についてチェックを行うことによって、審査機関としての実効性を確保しているところである。 ○ さらに、「調達の適正化について（依頼）」（平成 22 年 4 月 6 日付厚生労働省発総 0406 第 5 号）を踏まえ、契約審査会において、少額随意契約を除く調達に関して以下の①～③の事項の審議を徹底することとしている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札（最低価格落札方式）によらない調達については、その理由を審査すること ② 一般競争入札（最低価格落札方式）による場合でも、審査機関で仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底すること 	
--	--	--	--	--

		<p>■ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、公告方法、入札参加条件、発注規模について、必要な検証・評価が行われているか。</p>	<p>③ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合が 1/2 を超える場合においては審査を行うこと</p> <p>○ 一者応札・一者応募となった契約の改善方策については、「1 者応札・1 者応募」に係る改善方策について（平成 21 年 7 月 24 日策定）に基づき、次のとおり改善の取組みを行い、競争性、透明性の一層の確保を図っている。 (改善方策の主なもの) <ul style="list-style-type: none"> ・ 公告期間を原則として 10 営業日以上（国における「予算決算及び会計令」等においては 10 日（暦日）間）とすること。なお、システム保守については複数年契約とすることとしており、複数年による経費削減効果だけでなく、政 府調達協定の対象として長期の公告期間を確保すること ・ 「資格要件に関する事項」については、当該調達の業務内容を検討したうえ、過度に業務実績等を求めるとはしないよう留意するなど、一層の競争性を確保する観点に立って資格要件の設定を行うこと また、更に実質的な競争性確保の一助とするため、入札前に問い合わせのあった業者に入札辞退理由のアンケートを実施するほか個別にヒアリングを行い、事後点検を行っている。 <p>○ 平成 26 年度においても、「調達の適正化について（依頼）」（平成 22 年 4 月 6 日付厚生労働省発総 0406 第 5 号）を踏まえ、すべての調達は原則として一般競争入札によることとし、契約審査会において、少額随意契約を除く調達に関して以下の①～③の事項の審議を徹底した。</p> <p>① 一般競争入札（最低価格落札方</p> </p>	
--	--	---	---	--

(3) 運営費交付金を充當する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること。 (注) 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除	(3) 運営費交付金を充當する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること。 (注) 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除	(3) 運営費交付金を充當して行う業務においては、運営費交付金の効率的、効果的な使用を徹底することにより、一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）について、経費節減に関する中期計画を達成するよう、更なる経費の削減への取組を行う。 (注) 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除	<p>式）によらない調達については、その理由を審査すること</p> <p>② 一般競争入札（最低価格落札方式）による場合でも、審査機関で仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底すること</p> <p>③ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合が1/2を超える場合においては審査を行うこと</p> <p>○ 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。</p> <p>○ 国家公務員等と比較して適切な水準となっているか。</p> <p>○ 上記①のとおり節減することができた。</p> <p>○ 在勤地が大都市圏であること、大卒以上の高学歴者の割合が高いことから、対国家公務員指数114.8と国家公務員に比較して給与水準が高くなっているが、地域・学歴差を勘案すると、対国家公務員指数は100.0となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の常勤職員（事務・技術）の平均給与額は7,266千円であり、金融・保険業の平均年間給与額7,274千円（国税庁民間給与実態統計調査（平成25年）における東京国税局所管の民間企業の平均給与）とほぼ同水準となっている。 <p>機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与水準等を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準とすることとしている。</p> <p>○ 機構の給与水準について、中期目標に示されたとおり、適切に取組んでいるか。</p> <p>○ 給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、平成26年度において以下の事項を実施するとともに、給与水準の検証結果と今後講ずる措置を機構ホームページに平成27年6月に公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 55歳を超える職員（3等級（係長 	

	<p>く。</p> <p>総人件費について は、政府における総 人件費削減の取組を 踏まえ、厳しく見直 すものとすること。</p> <p>機構の給与水準に ついて、以下のような観点からの検証を行 い、その検証結果や取組状況について は公表するものとす ること。</p> <p>① 職員の在職地域 や学歴構成等の要 因を考慮してもな お国家公務員の給 与水準を上回って いないか。</p> <p>② 職員に占める管 理職割合が高いな ど、給与水準が高 い原因について、 是正の余地はない か。</p> <p>③ 国からの財政支 出の大きさ、累積 欠損の存在、類似 の業務を行ってい る民間事業者の給 与水準等に照ら し、現状の給与水 準が適切かどうか 十分な説明でき るか。</p> <p>④ その他、給与水 準についての説明 が十分に国民の理 解の得られるもの となっているか。</p>	<p>費、公租公課並 びに特殊要因 経費を除く。</p> <p>総人件費につい ては、政府における 総人件費削減の取 組を踏まえ、厳しく 見直すものとする。</p> <p>機構の給与水準 について、以下によ うな観点からの検 証を行い、これを維 持する合理的な理 由がない場合には 必要な措置を講ず ることにより、給与 水準の適正化に速 やかに取り組むと ともに、その検証結 果や取組状況につ いては公表するも のとする。</p> <p>① 職員の在職地 域や学歴構成等 の要因を考慮し てもなお国家公 務員の給与水準 を上回っていな いか。</p> <p>② 職員に占める 管理職割合が高 いなど、給与水準 が高い原因につ いて、是正の余地 はないか。</p> <p>③ 国からの財政 支出の大きさ、累 積欠損の存在、類 似の業務を行っ ている民間事業 者の給与水準等 に照らし、現状の</p>	<p>費、公租公課並 びに特殊要因 を除く。</p> <p>総人件費につい ては、政府の方針を 踏まえ、適切に対応 する。</p> <p>機構の給与水準 について、引き続き 適正化に向けた取 組を進めるととも に、取組状況を公表 する。</p>	<p>級) 以下の職員を除く) に対する本 俸、役職手当等の支給について、国 を上回る引下げを引き続き実施(國 ▲1.5%、機構▲2.0%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別都市手当(國の地域手当に相 當)について、國は平成18年度以 降6%引き上げ、平成22年度に18% (東京都特別区)の支給割合となっ たが、機構は引き続き12%に据え置 き、抑制を継続 管理職について、参事制度(年齢 到達により管理職ポストを外れる 仕組み)を見直し、対象年齢を引 下げるとともに、課長代理職につ いても副参事制度(年齢到達により課 長代理ポストを外れ、本俸▲10%減 とする仕組み)を導入し、中堅職員 の積極登用の推進及び組織の活性 化を図った(平成26年度より段階 的に実施し、平成28年度までに對 象年齢を55歳まで引下げ) 平成26年人事院勧告を踏まえ、 國家公務員に準じた給与改定の実 施 <p>■ 国家公務員と比べ て給与水準の高い法 人について、以下によ うな観点から厳格な チェックが行われて いるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与水準の高い 理由及び講ずる措 置(法人の設定する 目標水準を含む)に についての法人の説 明が、国民に対して 納得の得られるも のとなっているか。 法人の給与水準 自体が社会的な理 解の得られる水準 	<p>○ ラスパイレス指数の状況</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>対国家公務員</td> <td>114.8</td> </tr> <tr> <td>地域勘案</td> <td>102.1</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>111.7</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 地域勘案指数: 民間賃金が高い 地域の職員に支払われる手当の 有無を考慮した指数</p> <p>学歴勘案指数: 学歴構成による 給与水準の違いを考慮した指数</p> <p>○ 国に比べて給与水準が高くなっ ている定量的な理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 在勤地が大都市圏であること 比較対象となる国家公務員の平 均給与は全国平均であるが、機構の 在勤地は大都市圏(東京都特別区及 び大阪市)であり、特別都市手当(國 	対国家公務員	114.8	地域勘案	102.1	学歴勘案	111.7	地域・学歴勘案	100.0
対国家公務員	114.8												
地域勘案	102.1												
学歴勘案	111.7												
地域・学歴勘案	100.0												

	<p>給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっていいるか。</p>	<p>となっているか。</p> <p>■ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。</p>	<p>の地域手当に相当)の支給対象に差があること。(職員の割合…東京都特別区：89.4%、大阪市：10.6%)</p> <p>② 大学卒以上の比率が高いこと 国家公務員(行政職(一))の大卒以上の比率は 53.6% (平成 26 年国家公務員給与等実態調査)であるのに対し、機構職員の大学卒以上の比率は 89.8%となつており、学歴構成による差があること。</p> <p>○ 給与水準の適切性の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在勤地が大都市圏であること、大卒以上の高学歴者の割合が高いことから、対国家公務員指数 114.8 (年齢差勘案) と国家公務員に比較して給与水準が高くなっているが、年齢・地域・学歴差を勘案したラスペイレス指数は 100.0 であり、国家公務員とほぼ同水準となつておる。 ・ 機構の常勤職員(事務・技術)の平均給与額は 7,266 千円であり、金融・保険業の平均年間給与額 7,274 千円(国税庁民間給与実態統計調査(平成 25 年)における東京国税局所管の民間企業の平均給与)をとほぼ同水準となつておる。 ・ 機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与水準等を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準とすることとしている。 ・ 国からの財政支出について 国の財政支出額 35,422 百万円の内訳は、運営費交付金 3,470 百万円、社会福祉振興助成事業に係る助成費補助金 1,300 百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金 25,300 百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金 5,622 百万円である。 ・ 累積欠損額 平成 26 年度決算において累積欠 	
--	---	---	---	--

			<p>損額は発生していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の業績評価 機構は平成 25 年度業務実績について、厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価において 16 項目中 6 項目 S (中期計画を大幅に上回っている)、10 項目 A (中期目標を上回っている) 評価を受けている。 ・ 支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合 平成 26 事業年度決算における支出総額 194,024 百万円に対し給与、報酬等支給総額 2,066 百万円であり、その割合は 1.1% 程度である。 ・ 管理職の割合 機構職員 (事務・技術) の管理職の割合は 18.1% となっている。 ・ 大学卒以上の高学歴者の割合 機構職員 (事務・技術) の大卒以上の割合は 89.8% となっている。 <p>○ 平成 26 年度において実施した事項 必要な人材の確保のための給与水準に配慮しつつ、国家公務員の取組状況を踏まえ、以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 55 歳を超える職員 (3 等級 (係長級) 以下の職員を除く) に対する本俸、役職手当等の支給額について、国を上回る引下げを引き続き実施 (国▲1.5% : 機構▲2.0%) ・ 特別都市手当 (国の地域手当に相当) について、国は平成 18 年度以降 6% 引上げ、平成 22 年度に 18% (東京都特別区) の支給割合となつたが、機構は引き続き 12% に据え置き、抑制を継続 ・ 管理職について、参事制度 (年齢到達により管理職ポストを外れる仕組み) を見直し、対象年齢を引き下げるとともに、課長代理職についても副参事制度 (年齢到達により課長代理ポストを外れ、本俸▲10% 減 	
--	--	--	---	--

			<p>とする仕組み)を導入し、中堅職員の積極登用の推進及び組織の活性化を図った(平成26年度より段階的に実施し、平成28年度までに対象年齢を55歳まで引き下げる)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年人事院勧告を踏まえ、国家公務員に準じた給与改定の実施 <p>■ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。 ○ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。 	
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
3－1	財務内容の改善に関する事項							
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビューシート番号 734・786				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項 第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。	第4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり	第4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。 ○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行っているか。	<主要な業務実績> ○ 平成26年度においては、一般管理費及び業務経費の節減について、削減目標額を上回る削減を達成することができた。 一方、運営費交付金を充当して行う事業については、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、福祉医療経営指導事業収入において38,503千円、福祉保健医療情報サービス事業収入において7,673千円を確保することができた。 ○ I R（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（個別訪問件数は延べ31件）し、投資家から機構の事業や財政基盤についてより深い理解を得ること等により、適切な発行条件（スプレッド）で円滑な資金調達を行うことができた。 保有資産の見直しについては、各宿舎の処分までの間を前提とした最小限の管理を行いながら、国庫納付に向け、土地確定測量業務を実施するとともに企画競争により売却のための媒介業者を選定のうえ、不動産仲介業者と委託契約を締結した。 また、売却準備の整った用賀宿舎、玉川宿舎及び宝塚宿舎について、平成27年3月に売却のための一般競争入札を行い、その結果、用賀宿舎及び玉川宿舎は落札したが、宝塚宿舎は不落となつた。 用賀宿舎は平成27年3月31日に、	<評定と根拠> 評定：B 平成26年度においては、一般管理費及び業務経費の節減について、削減目標額を上回る削減を達成することができた。 一方、運営費交付金を充当して行う事業については、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、福祉医療経営指導事業収入において38,503千円、福祉保健医療情報サービス事業収入において7,673千円を確保することができた。 ○ I R（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（個別訪問件数は延べ31件）し、投資家から機構の事業や財政基盤についてより深い理解を得ること等により、適切な発行条件（スpread）で円滑な資金調達を行うことができた。 保有資産の見直しについては、各宿舎の処分までの間を前提とした最小限の管理を行いながら、国庫納付に向け、土地確定測量業務を実施するとともに企画競争により売却のための媒介業者を選定のうえ、不動産仲介業者と委託契約を締結した。 また、売却準備の整った用賀宿舎、玉川宿舎及び宝塚宿舎について、平成27年3月に売却のための一般競争入札を行い、その結果、用賀宿舎及び玉川宿舎は落札したが、宝塚宿舎は不落となつた。 用賀宿舎は平成27年3月31日に、	評定	<評定に至った理由>
1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。	第5 短期借入金の限度額 1 限度額	第5 短期借入金の限度額 1 限度額					

	<p>117,400百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>(2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。</p> <p>(3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。</p> <p>(4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。</p> <p>(5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>	<p>117,400百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>(2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。</p> <p>(3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。</p> <p>(4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。</p> <p>(5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>		<p>玉川宿舎は平成27年4月7日にそれぞれ不動産売買契約を締結し、平成27年度中に売却収入から売却に要した費用を控除した見込額3.6億円を国庫納付する予定であるほか、現在、保有している職員宿舎についても、第3期中期計画に基づき、国庫納付に向け適切に手続きを進めている。</p> <p>なお、会計検査院による平成25年度決算検査報告における機構への意見表示「独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について」への対応として、厚生労働省と協議を行い、平成27年3月20日付で14.3億円の不要財産（現預金）を国庫納付し、当該政府出資金の規模を縮減した。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
3 不要資産の国庫納付	<p>第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>以下不要財産を国庫納付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東久留米宿舎（東京都東久留米市、戸建3戸）、小金井宿舎（東京都小金井市、戸建2戸）、玉川宿舎（東京 	<p>第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>中期計画に定めた計画に基づき、平成26年度以降に国庫納付する宿舎について、入居者の退去及び土地境界確定測量等、不動産鑑定評価測量等、不動産鑑定評価等、売却手続きを進め</p>	<p>○ 不要財産の国庫納付については、計画どおり適切に実施しているか。</p>	<p>○ 各宿舎について処分までの間を前提とした最小限の管理（近隣の居住環境に影響を与えない程度の植栽の剪定、不法侵入防止等）を行ながら、国庫納付に向け、土地確定測量業務（民々、官民の境界確定）を引き続き実施し、売却にあたっては、宿舎毎の土地確定測量業務の進捗に応じ、境界確定が完了する宿舎から順次行う方針とした。</p> <p>○ 境界確定と並行し、企画競争により売却のための媒介業者を選定のうえ、不動産仲介業者と委託契約を締結し</p>

	<p>都世田谷区、戸建 2 戸)、日野宿舎(東京都日野市、戸建 5 戸)、用賀宿舎(東京都世田谷区、集合住宅 1 棟)、上大岡宿舎(横浜市港南区、集合住宅 1 棟)、宝塚宿舎(兵庫県宝塚市、集合住宅 1 棟)、千里山宿舎(大阪府吹田市、集合住宅 1 棟)、高槻宿舎(大阪府高槻市、集合住宅 1 棟)について、平成 25 年度以降に、原則現物納付により国庫納付する。ただし、現物納付が困難な場合は売却し金銭納付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する。 	<p>る。</p> <p>■ 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。</p>	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 用賀宿舎、玉川宿舎及び宝塚宿舎については、平成 27 年 3 月に売却のための一般競争入札を行い、用賀宿舎及び玉川宿舎は落札したが、宝塚宿舎は不落となつた。 ○ 用賀宿舎は平成 27 年 3 月 31 日に、玉川宿舎は平成 27 年 4 月 7 日に不動産売買契約を締結した。また、平成 27 年 4 月末までに両宿舎とも落札者に引き渡しを行つた後、売却収入から売却に要した費用を控除した見込額 3.6 億円を平成 27 年度中に国庫納付する予定である。 ○ 事業の廃止等に伴い不要となるている財産や賃貸等を行つてゐる財産は保有していない。 なお、機構の主な財産である職員宿舎については、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づき国庫納付またはその手続きを進めているところである。 «国庫納付またはその手続きの状況» <ul style="list-style-type: none"> ・ 各宿舎について処分までの間を前提とした最小限の管理(近隣の居住環境に影響を与えない程度の植栽の剪定、不法侵入防止等)を行ひながら、国庫納付に向け、土地確定測量業務(民々、官民の境界確定)を引き続き実施した。 ・ 境界確定と並行し、企画競争により売却のための媒介業者を選定、不動産仲介業者と委託契約を締結した。 ・ 用賀宿舎、玉川宿舎及び宝塚宿舎については、平成 27 年 3 月に売却のための一般競争入札を行つた。用賀宿舎及び玉川宿舎は落 	
--	---	--	---	--

			<p>札したが、宝塚宿舎は不落となつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 用賀宿舎は平成 27 年 3 月 31 日に、玉川宿舎は平成 27 年 4 月 7 日に不動産売買契約を締結した。また、平成 27 年 4 月末までに両宿舎とも落札者に引き渡しを行った後、売却収入から売却に要した費用を控除した見込額 3.6 億円を平成 27 年度中に国庫納付する予定である。 <p>○ 機構において、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」に掲記されている職員宿舎は 17 棟となっている。</p> <p>対象となっている宿舎の処分に向けた入居者の退去については、平成 27 年 4 月退去予定の 1 名を除き完了した。</p> <p>今後、土地の境界確定等と並行し売却のための一般競争入札を行い、着実に国庫納付を進めていく予定である。</p> <p>なお、宿舎使用料については、平成 26 年 4 月に国家公務員宿舎法施行令及び国家公務員宿舎法施行規則の見直しに準じて改訂を行った。</p> <p>○ 平成 26 年度において、減損の兆候を認めたものの減損を認識した資産はない。</p>	
第 7 第 6 の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし	第 7 第 6 の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし			
第 8 剰余金の使途 <ul style="list-style-type: none"> 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 	第 8 剰余金の使途 <ul style="list-style-type: none"> 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 			

	職員の資質向上のための研修等の財源	職員の資質向上のための研修等の財源	<p>■ 当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。</p> <p>(具体的取組) 1 億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。</p> <p>■ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されるとが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。</p> <p>■ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されてい るか。当該計画が策定</p>	<p>1 決算状況 平成 26 年度決算においては、一般勘定において当期総損失を計上したところである。 なお、各勘定における利益または損失の主な発生要因等については、次のとおりである。</p> <p>2 各勘定における利益の発生要因等 [一般勘定] 1,139 百万円の当期総損失が発生。 これは、以下の要因によるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 東日本大震災に係る災害復旧・復興資金について、無利子貸付等の優遇措置を講じたことに伴い、利差（逆ざや）等が発生したことによるもの（▲846 百万円） ② 東日本大震災で被災した既往貸付先に対し、二重債務問題等の対応として「返済猶予」や「貸付条件変更」などの措置及び事前防災に係る金利の優遇措置を講じたことに伴い発生した利差（逆ざや）等によるもの（▲45 百万円） ③ その他（自己財源で取得した固定資産の減価償却費及び雑損） （▲248 百万円） <p>[共済勘定] 事業費等の適正な執行等により収支相償となっている。</p> <p>[保険勘定] 4,298 百万円の当期総利益が発生。 これは、以下の要因によるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 年金受給者が増加したことによ び年金債務（年金の現価相当額）が増加したものの、平成 26 年度心身障害者扶養保険資金の 	
--	-------------------	-------------------	---	--	--

		<p>されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか（既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む）。</p> <p>さらに、当該計画に従い解消が進んでいくかどうかについて評価が行われているか。</p>	<p>運用において、概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保し、8.39%の運用実績となったこと等から、年金の支給等に係る経理にて利益が発生している。（4,320百万円）</p> <p>② その他（22百万円）</p> <p>[年金担保貸付勘定]</p> <p>273百万円の当期総利益が発生。これは、新規貸付件数の減少に伴う業務委託費の減少、退職給付引当金戻入益の計上等によるものである。</p> <p>なお、年金担保貸付事業においては、中期目標期間中において損益が均衡するよう貸付金利を設定しており、当該当期総利益（積立金）についても翌年度以降の貸付業務の財源として取り崩す予定である。</p> <p>[労災年金担保貸付]</p> <p>0.5百万円の当期総利益が発生。これは、退職給付引当金戻入益の計上等によるものである。</p> <p>[承継債権管理回収勘定]</p> <p>33,727百万円の当期総利益が発生。これは、貸付金利息収入を確保したことによるものである。</p> <p>なお、当期総利益は通則法44条第1項の規定により積立金として整理されたのち、独立行政法人福祉医療機構法に基づき翌年度に国庫納付することとなっているため目的積立金として申請していない。</p> <p>3 繰越欠損金の状況</p> <p>平成26年度決算においては、一般勘定及び保険勘定において繰越欠損金を計上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般勘定・・・▲3,420百万円 <p>一般勘定（福祉医療貸付事業）については、東日本大震災からの復旧・復興に係る福祉医療貸付の優遇措置を行ったことにより、繰越欠損</p>	
--	--	--	--	--

			<p>金が生じている。なお、当該繰越欠損金については、平成 23 年度補正予算において東日本大震災への対応として措置された政府出資金（142 億円）にて財務基盤の強化が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険勘定・・・▲2,927 百万円 保険勘定（心身障害者扶養保険事業）については、平成 20 年 4 月に制度改正を行い繰越欠損金が解消される見込であったが、サブプライムローン問題やリーマンショックに端を発する金融危機及びその実態経済への波及による急激な景気減速から内外において厚生労働大臣が指示する運用利回り（2.8%）を確保できなかつたこと、また、年金受給者の増加等に伴う心身障害者扶養保険責任準備金の増加により、平成 26 年度末時点において保険勘定における繰越欠損金が解消できていない状況である。なお、平成 26 年度末における繰越欠損金については、約 29 億円となり前年度に比べ約 42 億円減少している。 <p>■ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。</p> <p>■ 運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われている</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営費交付金を交付されている勘定は、一般勘定、共済勘定及び保険勘定であり、当該年度交付分の執行率はそれぞれ 99.1%、99.0%、100.0%となっている。 ○ 平成 26 年度決算において運営費交付金債務が計上されているが、平成 26 年度に実施すべき業務は達成されている。当該運営費交付金債務については、引き続き業務を適正に実施していく上で必要なガバナンス強化のためのシステム改修や各種サーバの更新のための財源確保が必要な状況であるため、平成 27 年度以降において収益化する予定である。 	
--	--	--	---	--

		<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。 ■ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。 ■ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般勘定、年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定において、貸付事業に係る未収収益を計上しているところである。これは年度内に発生した貸付金利息であり、翌年度の約定償還日に貸付先から回収するものである。 ○ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人はない。 ○ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等はない。 	
--	--	--	---	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4－1	効率的かつ効果的な業務運営体制の整備							
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビューシート番号 734・786					
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するための最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、「専門性の向上」を図り、かつ、「業務間の連携強化」により、法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための取組みを実施する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：B トップマネジメントを補佐する経営企画会議を効率的に開催し、理事長からの「平成26年度進発・経営企画会議理事長示達」をはじめ、全役員による平成26年度重点目標の指示、平成25年度業務実績評価の検証等の重要案件に対し迅速かつ的確に経営判断するとともに、役員連絡会を定期的に開催し、組織内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図った。 業務運営体制の整備については、効率的かつ効果的な業務実施及び福祉と医療の有機的な結びつきに対応するための組織見直し、社会福祉施設・医療施設に対する経営サポート業務の更なる充実・拡充を図るための組織見直し、信用リスク管理部門の拡充を図るための組織体制整備、助成事業における厚生労働省行政事業レビューでの指摘等を踏まえた更なる合理化・効率化の推進による組織のスリム化を平成27年4月から実施することを決定し、更なる効率的かつ効果的な業務運営体制整備を図った。 さらに、業務管理課、企画室等との連携によるガバナンス態勢の運用状況の検証を踏まえ、ガバナンス規程等の見直しの実施、顧客業務部、経営サポートセンター及び情報システム室との連携によるWAM NET基盤を活用した平成26年度診療報酬改定に伴う影響と各病院の病棟転換の方向性についての確認のための「平成26年度診療報酬改定等の影響に関するアンケート」の実施及び当該アンケート	評定	<評定に至った理由>
1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 (1) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すこと。	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 (1) 事務・事業の合理化・効率化を図るために、業務の実態を踏まえつつ、業務運営体制の見直しを行う。	<評価の視点> ○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直しているか。	<評価の視点> ○ 平成27年度の業務運営体制について、①効率的かつ効果的な業務実施及び福祉と医療の有機的な結びつきに対応するための組織見直し（福祉貸付部と医療貸付部の統合）、②社会福祉施設・医療施設に対する経営サポート業務の更なる充実・拡充を図るための組織見直し（経営サポートセンターを室から部に昇格）、③信用リスク管理部門の拡充を図るための組織体制整備（顧客業務部に与信管理課を新設）、④助成事業における厚生労働省行政			

			<p>(2) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。</p> <p>(3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。</p>	<p>(2) トップマネジメント機能が有効に發揮されるよう、経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営に努める。</p> <p>(3) 民間活動応援宣言の具体化に向けて、機構の総合力を發揮し、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。</p>	<p>事業レビューでの指摘等を踏まえた各種業務分担や業務処理方法の変更等、更なる合理化・効率化の推進による組織のスリム化を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。 ○ 業務間の連携強化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。 	<p>結果に基づき、診療報酬改定等の影響を分析したレポートを公表したほか、特に、東日本大震災への対応については、引き続き、被災した社会福祉施設や医療施設等の復興を円滑かつ迅速に推進するため必要な資金の融資や優遇措置の実施、既往貸付金の返済猶予や二重債務への個別対応、被災地におけるNPO等の活動を支援するための助成事業の重点化などを各事業において実施するとともに、東北応援企画として社会福祉施設経営セミナーを関係部が連携して11月に宮城県仙台市にて開催するなど、多岐にわたる事業を実施している機関の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図った。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	

			<p>き、診療報酬改定等の影響を分析した上で、レポートとして公表するとともに、機構のリスク管理債権の動向把握への活用が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年度決算（法人単位）に基づく事業報告書等について、顧客業務部及び経営サポートセンターが連携し、今後リスク管理債権化する恐れのある、イエローゾーン債権の抽出基準を策定し、当該抽出基準に基づきイエローゾーン債権を抽出するとともに、経営悪化が懸念される貸付先を個別に訪問し、経営指標等を基に改善点等を指摘するなど、適切な経営改善支援策を講じることにより、リスク管理債権の未然防止を図った。 ○ 東日本大震災への対応については、引き続き、被災した社会福祉施設や医療施設等の復興を円滑かつ迅速に推進するため必要な資金の融資や優遇措置の実施、既往貸付金の返済猶予や二重債務への個別対応、被災地における NPO 等の活動を支援するための助成事業の重点化などを各事業において実施するとともに、東北応援企画として社会福祉施設経営セミナーを関係部が連携して 11 月に宮城県仙台市にて開催するなど、多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図った。 ○ 機構に対するお客さまのニーズを把握して業務改善を図る取組み、または、職員の積極的な貢献を促すための取組みを次のとおり実施した。 ア 経営理念、中期計画に基づく年度計画に沿って理事長が策定した経営方針に基づき、各部における重点目標（部としてなすべき事項）を設 	
--	--	--	---	--

定した。

イ 各部における重点目標に基づき、人事評価制度を活用して各職員の個人目標として展開した。これらの重点目標及び個人目標の進行管理については、品質マネジメントシステム及び人事評価制度に基づき適切に実施した。

ウ 人事評価結果に基づく処遇への反映にあたっては、給与においても人事評価結果による格差を設け、成果をあげた職員の能力や実績の評価を明確にすることにより、職員が高い士気を持って職務に励むことが可能となった。

エ 各業務の特性に応じて、より専門性の高い職員の育成を目指すため、担当業務に必要な知識・技術の習得等を目的として各種研修を実施した。

オ 理事長自らが今年度に昇格した職員及び新任の幹部職員との面談を実施し、今後の課題等の認識共有を図った。

カ 業務の効率化、顧客サービス及び職場環境の向上を図るため、職員からの意見提案箱制度の運用を行った。

キ 平成 26 年度経営方針を踏まえ、業務の効率化、働きがいのある明るい職場づくり等に係る活動を推進するため、各部署の創意工夫ある取組み事例等を収集・整理し、新たな創意工夫ある取組みの参考となるよう機構内に周知を図った。

ク 各事業において、アンケート調査等を通じて顧客満足度調査を実施し、国民のニーズの把握に努めるとともに、調査結果に基づき業務の継続的な改善を図った。

ケ 平成 26 年度内部監査計画により、

				リスクベースで設定した各部署に対する監査項目に基づき内部監査（書面審査、ヒアリング調査）を実施し、監査結果に基づく報告書を発行するとともに、検出された問題事象に関する改善活動をフォローアップすることにより、業務改善の推進及びリスクの抑制を図った。		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4—2	業務管理（リスク管理）の充実							
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビューシート番号 734・786				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
2 業務管理（リスク管理）の充実	2 業務管理（リスク管理）の充実	2 業務管理（リスク管理）の充実	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ○ 業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化し、法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び顧客対応態勢等の充実を図った新たなガバナンス態勢を構築するとともに、リスクごとに適切な管理を行い、その抑制に努め、ガバナンスの更なる高度化を推進する。 また、顧客保護及び情報資産の安全確保のため、情報セキュリティ対策の強化を図る。	<主要な業務実績> ○ 平成 26 年 4 月 1 日からの新たなガバナンス態勢の運用開始にあわせ、定期的（毎月）または臨時にガバナンス委員会を 18 回開催し、リスク管理上のモニタリング等に係る報告等を実施した。 ○ 業務管理課、企画室等との連携により、ガバナンス態勢の運用状況の検証を踏まえ、法令等の遵守に関する規程の他、各種ガバナンス規程等の見直しを行った。 ○ 定期的（毎月）または臨時にガバナンス委員会を 18 回開催し、リスク管理上のモニタリング等に係る報告等を実施した。 ○ ガバナンス委員会での承認に基づき、平成 26 年度リスク対応計画に係る実績評価及び当該実績評価を踏まえた平成 27 年度リスク対応計画の策定を行った。 ○ 平成 26 年度コンプライアンス・プログラムに基づき役職員向けにセクシャルハラスメント研修、パワーハラスメント研修及びe-ラーニング研修を実施し、機構内コンプライアンスの周知徹底を図るとともに、各研修後にアンケートを実施し、当該アンケート結果をもとに機構内のコンプライアンス態勢の現状分析を行い、平成 27 年度のコンプライアンス・プログラムに	<評定と根拠> 評定：B ガバナンスの更なる高度化を図るため、平成 26 年 4 月 1 日から新たなガバナンス態勢の運用を開始するとともに、内部統制基本方針及びガバナンス態勢図を機構ホームページにおいて公表した。 また、役職員に対して、コンプライアンス・プログラムに基づく集合研修（セクシャルハラスメント研修、パワーハラスメント研修）、e-ラーニング研修を実施するとともに、コンプライアンス・マニュアルの携行を周知するなど、機構内コンプライアンスの周知徹底を図った。 新たなガバナンス態勢のもと策定したガバナンス関連規程については、運用状況を検証して、必要に応じて見直しを行った。あわせて、新たに設置したガバナンス委員会を 18 回開催し、リスク管理上のモニタリング等をリスクカテゴリー毎に行うとともに、平成 26 年度リスク対応計画に係る実績評価及び当該実績評価を踏まえた平成 27 年度リスク対応計画を策定し、リスク管理の徹底を図った。 さらに、新たに構築されたガバナンス態勢を踏まえ、リスクベース・アプローチに基づく内部監査を効果的に実施するとともに、組織及び社会におけるリスク管理の動向や内部監査の結果等を踏まえ、リスク管理上の課題を分析・評価した上で、平成 27 年度内部監査計画を策定したことに加え、システムリスク管理の強化を目的としたシステムリスク外部監査を受け、	評定 <評定に至った理由>	

	<p>策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。</p> <p>また、政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<p>反映させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務継続計画に基づく災害時想定訓練を実施し、役職員の業務継続計画に対する認知度及び防災意識について向上を図るとともに、現行態勢における課題の洗い出しを行い、業務継続計画の見直しを行った。 ○ 新たに構築されたガバナンス態勢を踏まえ、各部署共通及び業務特性に応じた固有のリスクを抽出し評価した上で、各部署に対する監査項目を選定することにより、平成 26 年度内部監査計画に示したリスクベース・アプローチに基づく内部監査を効果的に実施するとともに、組織及び社会におけるリスク管理の動向や平成 26 年度内部監査の結果等を踏まえ、リスク管理上の課題を分析・評価し、平成 27 年度内部監査計画を策定した。 ○ システムリスク管理の強化を目的としたシステムリスク外部監査を受け、監査報告書で示された課題について、外部監査の委託先と連携し、改善活動のフォローアップを実施した。 ○ 市場リスク及び流動性リスクの管理にあたり、ALM の手法によるマチュリティーラダー分析及びデュレーション分析等を定期的に実施した。 ○ 外部メール送受信時にメールの宛先及び本文等の確認画面を表示することによるメールの誤開封・誤送信防止機能を導入し、外部からの標的型攻撃メール対策及び情報漏えい対策の強化を図った。 ○ 適正な情報セキュリティ管理体制を継続的に推進するため、部セキュリティ管理者向けに情報セキュリティ研修を実施するとともに、役職員向けに標的型攻撃メール対処方法及び情 	<p>監査報告書で示された課題について、外部監査の委託先と連携し、改善活動のフォローアップを実施するなど、ガバナンスの更なる高度化を推進した。</p> <p>情報セキュリティ対策については、技術的対策として、メールの誤開封・誤送信防止機能を導入し、外部からの標的型攻撃メール対策及び情報漏えい対策の強化を図る一方、人的対策として、役職員向けに標的型攻撃メール対処方法及び情報セキュリティポリシーに係る周知徹底を目的とした情報セキュリティ研修 (e-ラーニング形式) を実施するとともに、セキュリティ研修内容に係る理解状況の確認を行うため、標的型攻撃メール対処訓練及び情報セキュリティに係る自己点検を実施するなど、情報セキュリティ対策の強化を図った。</p> <p>また、業務改善活動の一環として、顧客サポート等管理に係る報告件数の推移及び事務リスク等管理に関する自課検査の実施状況を把握し、課題の抽出及び検証等を実施するとともに、内部監査の結果から検出された問題事象に係る改善活動をフォローアップするなど、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図った。</p> <p>さらに、理事長自らが今年度に昇任した職員及び新任の幹部職員を対象として面談を実施し、機構における今後の課題等の認識共有を図ったほか、職員からの意見提案箱制度を引き続き運用するとともに、平成 26 年度経営方針を踏まえ、各部署の創意工夫ある取組み事例等を収集・整理し、新たな取組みの参考となるよう機構内に周知するなど、業務の効率化、顧客サービス及び職場環境の向上を図った。</p> <p><課題と対応></p>
--	--	---	---

				<p>報セキュリティポリシーに係る周知徹底を目的とした情報セキュリティ研修（e-ラーニング形式）を9回実施した。</p> <p>また、情報セキュリティ研修内容に係る理解状況を確認するため、標的型攻撃メール対処訓練及び情報セキュリティに係る自己点検を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時における情報資産の安全確保の観点から、災害発生を想定した情報システム等の被害状況確認及び外部委託先との緊急連絡先の確認に係る訓練を実施した。 ○ 国民からの苦情・指摘についての分析・対応、内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。 ○ 顧客サポート等管理に係る報告件数の推移及び事務リスク等管理に関する自課検査の実施状況を把握するとともに課題の検証等を実施した。 ○ 内部監査（書面審査、ヒアリング調査）及び本部事務所実地調査（抜き打ちによる内部監査）の結果については、内部監査報告書を発行するとともに、検出された問題事象に関する改善活動をフォローアップした。 ○ 各種リスクの管理を含めた品質マネジメントシステムのレビュー（点検）を実施し、機構の品質マネジメントシステムの継続性及び有効性の確認を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の業務改革等に向けた取り組みを奨励し、業務改善活動の活性化を図っているか。 ○ 理事長自らが今年度に昇任した職員及び新任の幹部職員を対象として面談を実施し、機構における今後の課題等の認識共有を図った。 ○ 業務の効率化、顧客サービス及び職場環境の向上を図るため、職員からの意見提案箱制度を引き続き運用した。 ○ 平成26年度経営方針を踏まえ、業務の効率化、働きがいのある明るい職 	特になし。	
--	--	--	--	--	-------	--

			<p>場づくり等に係る活動を推進するため、各部署の創意工夫ある取組み事例等を収集・整理し、新たな創意工夫ある取組みの参考となるよう機構内に周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 育児休業取得者の円滑な職場復帰支援を目的として、両立支援制度の概要や復帰時の手続き等の説明のほか、復帰後の育児と仕事の両立等について、職場内の育児休業経験者との情報交換を行うための「育児休業取得者の職場復帰支援懇談会」を今年度より開催した。 ○ 業務の有効性・効率性 <ul style="list-style-type: none"> ア 機構のミッションは、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることにあり、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、この社会的使命を効率的かつ効果的に果たすことができるよう業務運営に邁進している。 <p>また、平成 20 年 10 月に経営理念「民間活動応援宣言」を策定し、「国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客様の目線に立ってお客様満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援する。」という組織の進むべき方向性を明確にしている。</p> <p>「民間活動応援宣言」については、インターネット内の掲示板及び執務室内の各所に掲示し、全役職員が日々、経営理念を意識した業務運営を行うとともに、「民間活動応援宣言」の実現に向けて、平成 21 年 4 月から理事長を本部長とする組織横断的なプロジェクト「民間活動応援本部」を立上げ、組織全体で対応する仕組みを構築し、全役職員の士</p> 	
--	--	--	--	--

気の向上を図っている。
イ 理事長から全役職員に対して、役員会及び経営企画会議等において、「お客さま目線と健全性」という 2 つのものさしを念頭に置き、全役職員が一体となって、社会的使命を果たすために主体的に業務を邁進するよう指示がなされるなど、機構においては、理事長の指揮、監督のもとで、統制環境の整備を図りつつ、社会的使命を果たすために全役職員が一丸となり、業務を推進している。

ウ 中期目標及び「民間活動応援宣言」に基づき、国の政策や福祉医療を取り巻く環境の変化を勘案しつつ、各部へのヒアリング結果を踏まえ、中期計画及び年度計画の素案を作成し、全役員・幹部職員で構成される経営企画会議において審議した上で、中期計画及び年度計画を策定している。

全役職員が中期計画及び年度計画の策定に参画することによって、機構の社会的使命が周知されるとともに、目標の達成に向けての組織内での意識の共有化を図っている。

エ 中期目標及び「民間活動応援宣言」を達成するため、毎年度、経営方針を定め、各部における重点目標（部としてなすべき事項）を定めている。また、それを達成すべく各課（室）における重点目標（課としてなすべき事項）を定め、さらに、個人の目標にブレークダウンし、全役職員ごとにアクションプランを定め、ミッションの達成に向けた行動計画を作成している。

なお、個人の目標にブレークダウンされた取組みについては、人事評価制度の運用を通じて、その進捗状

況を管理するとともに、人事評価結果を人事及び給与等に適切に反映することにより、士気の高い組織運営を図っている。

オ 理事長が主宰するトップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を効果的に開催し、重要案件に対して迅速かつ的確な経営判断を行うとともに、役員連絡会を開催し、組織内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図っている。

カ 毎年度初めの経営企画会議において、理事長から役員・幹部職員に対して、「進発・経営企画会議理事長示達」と題して、当該年度における重点目標・課題等の明確な指示がなされている。また、毎月の経営企画会議において、理事長所感（理事長の経営姿勢や考え方等）を役員・幹部職員に対して周知すると同時に、この理事長からの示達及び理事長所感については、インターネットを通じて全職員に対しても発信され、組織内での目標・問題意識の共有化を図っている。

キ 理事長の指示に基づき、次とおり各現業部門または管理部門の状況等を取りまとめ報告するための態勢を整備し、理事長によるマネジメントの実行性を確保している。

- ・ 毎月の経営企画会議において、業務の進捗状況及び業務プロセスの監視状況のモニタリングを行い、課題等を抽出した上で、改善策の指示等が行われている。また、併せて、各事業におけるコスト管理も行い、効率的な業務運営を図っている。
- ・ 内部監査計画により、リスクベースで設定した各部署に対する監査項目に基づき、内部監査（書

			<p>面審査、ヒアリング調査)を実施し、監査結果に基づく報告書を発行するとともに、検出された問題事象に関する改善活動をフォローアップした。</p> <p>また、監査結果に基づき、今後組織的に取り組むべき課題等をとりまとめ、経営企画会議において内部監査の総括報告を行っている。</p> <p>上記の取組みのとおり、理事長の指揮、監督のもとで、機構のミッション(民間活動応援宣言)を効率的かつ効果的に果たすための統制環境を構築している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財務報告等の信頼性 会計監査人による監査、監事監査、内部監査、会計検査院による監査などにより信頼性を確保している。 ○ 法令等の遵守 <ul style="list-style-type: none"> ア 違反行為を未然に防止すること及び違反行為発生時に適切に対応するため、平成26年4月に「独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する方針」を制定するなど、機構役職員の法令等遵守に係る基本方針を定めるとともに、ガバナンス委員会の設置及び内部、外部通報制度を整備している。 イ 個人情報保護を適切に実施する観点から、「独立行政法人福祉医療機構顧客情報管理規程」及び「顧客情報保護マニュアル」を策定し、保有個人情報の管理状況を踏まえ適時に規程等の見直しを図るとともに、ガバナンス委員会において管理状況調査の報告を行うなど、個人情報保護の重要性を踏まえた対応を図っている。 ウ 情報セキュリティ対策を適切に実施する観点から、情報セキュリテ 	
--	--	--	--	--

				イに関する規程等を制定のうえ、情報セキュリティ対策基準及び実施手順の見直しを適時に行うとともに、全役職員に対する研修（e-ラーニング形式）を実施するなど情報セキュリティの重要性について注意喚起を行っている。		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4—3	人事に関する事項							
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビューシート番号 734・786				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報
常勤職員数（計画値）	期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の 100%以内	—	100%以内	100%以内	100%以内	100%以内	100%以内	—
常勤職員数（実績値）	—	83.9%	86.6%	33-86.6%				—
達成度	—	—	115.5%	115.5%				—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
第6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項 第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。	<主な定量的指標> ① 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。 <その他の指標> なし	<主要な業務実績> ① 業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、平成26年度末の常勤職員数は259人（再雇用職員3人を含む）、期初の常勤職員数の86.6%となり、中期計画を達成した。	<評定と根拠> 評定：B 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、管理職の参事制度（年齢到達により管理職ポストを外れる仕組み）を見直し、対象年齢を引き下げるとともに、課長代理職についても副参事制度（年齢到達により課長代理ポストを外れ、本俸▲10%減とする仕組み）を導入するなど、組織の活性化に向けて取り組んだ。 人事評価制度については、その適正な運用を図るため、引き続き、評価結果を昇給、賞与等に反映させた。 研修については、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施するとともに、若手職員の育成・専門性の向上に資するため、国の政策動向を踏まえた平成26年度若手職員勉強会年間計画を策定し、計9回の勉強会を開催したほか、平成26年度より新たに係員を対象として機構業務に必要な基礎知識を習得するための基礎知識研修や各業務基礎研修を実施するなど、研修内容の充実を図った。 人員に関する指標については、平成26年度末の常勤職員数は259人（再雇用職員3名を含む）、期初の常勤職員数の86.6%となり、中期計画を達成した。	<評定> 評定：B <評定に至った理由>	
人事に関する事項 (1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。	1 職員の人事に関する計画 (1) 方針 ① 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。	1 職員の人事に関する計画 (1) 方針 ① 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実情に即した、より適正な組織編成及び人員配置を行うとともに、組織の活性化に向けた取組を進める。	<評価の視点> ○ 職員の人事に関する計画について、中期計画に掲げる方針に基づき、実施しているか。	○ 管理職の参事制度（年齢到達により管理職ポストを外れる仕組み）を見直し、対象年齢を引き下げるとともに、課長代理職についても副参事制度（年齢到達により課長代理ポストを外れ、本俸▲10%減とする仕組み）を導入し、中堅職員の積極登用の推進及び組織の活性化を図った（平成26年度より段階的に実施し、平成28年度までに対象年齢を55歳まで引下げ）。 ○ 人事評価制度については、適正な運用を図るため、引き続き評価結果を昇給、賞与等に反映させた。 ○ 業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的として、公開セミナー（「交渉力向上研修」ほか）、通信教育（「企画&プレゼンススキルアップコース」ほか）及び部署毎における固有の能力を習得するための専門研修を実施した。（公開セミナー参加者：43名、通信教育受講者：14名） ○ 国の政策動向を踏まえた平成26年度若手職員勉強会年間計画を策定し、「社会福祉法人改革」に関する勉強会	<課題と対応> 特になし。		

				<p>を開催するなど、内外の講師による計9回の勉強会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年度より新たに、入社から数年を経過した係員層を対象として、機構業務に必要な独立行政法人の法令や貸付契約等の基礎知識を習得するための基礎知識研修のほか、多岐にわたる機構の各事業に係る制度概要や今後の課題等を習得するための各業務基礎研修を実施した。 ○ 専門性の高い職員を育成・確保するため、民間金融機関への研修派遣を継続して実施したことに加え、医療・福祉系大学院が主催する社会保障の政策形成や医療・介護経営の在り方等についての外部研修を受講させた。 ○ 教育・訓練プログラムの実施状況（プログラム中間評価等）等を踏まえ、現行の研修制度における課題を抽出し、受講記録様式の改正や貸付部門における金融業務に係る研修の追加など、教育・訓練プログラムの運用の見直しを実施した。 <p>○ 職員の努力とその成果が適切に人事上評価されているか。</p> <p>○ 人事評価制度の適正な運用を図るため、引き続き評価結果を昇給、賞与等に反映させた。</p> <p>○ 担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした、より効果的な研修を実施する。</p> <p>また、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高</p>	
(2) 人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めるること。	<p>② 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。</p> <p>③ 職員の資質向上を図るために、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした各種研修を実施するとともに、引き続き外部との人事</p>	<p>② 人事評価制度を引き続き適正に実施し、人事や給与への反映等の取組を進める。</p> <p>③ 担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした、より効果的な研修を実施する。</p> <p>また、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高</p>			

	<p>交流を行う。</p> <p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 299人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 10,187百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行つてなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大</p>	<p>めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修を実施するとともに、民間金融機関等への研修派遣を行う。</p> <p>(2) 人員に係る指標 平成26年度末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間からの繰越積立金は、独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項に定める業務の財源に充てることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 期末の常勤職員数が期初の常勤職員数の100%以内となっているか。 ○ 上記①のとおり中期計画を達成した。 		
--	---	--	---	--	--

	<p>臣の承認を受けた金額について、独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項に定める業務の財源に充てることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 ○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員の再就職者は、役員・職員ともいない。なお、国家公務員の再就職者が就く嘱託ポストに該当するものは設置していない。 ○ 該当ポストなし。 		
--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)